

大蔵委員会議録第八号

平成四年三月十七日(火曜日)

午後五時八分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君 理事 中川 昭一君  
理事 村上誠一郎君 理事 持永 和見君  
理事 柳本 卓治君 理事 小野 信一君  
理事 細谷 治通君 理事 日笠 勝之君  
理事 赤城 徳彦君 理事 浅野 勝人君  
理事 石原 伸晃君 理事 岩村卯一郎君  
理事 江口 一雄君 理事 狩野 勝君  
理事 亀井 善之君 理事 河村 建夫君  
理事 久野統一郎君 理事 小林 興起君  
理事 左藤 恵君 理事 関谷 勝嗣君  
理事 戸塚 進也君 理事 林 大幹君  
理事 村田 吉隆君 理事 山下 元利君  
理事 池田 元久君 理事 佐藤 観樹君  
理事 佐藤 恒晴君 理事 沢田 広君  
理事 仙谷 由人君 理事 富塚 三夫君  
理事 中村 正男君 理事 早川 勝君  
理事 堀 昌雄君 理事 渡辺 嘉藏君  
理事 東 祥三君 理事 中井 治君  
理事 菅 直人君

出席政府委員

大蔵大臣 羽田 孜君

大蔵政務次官 村井 仁君

大蔵大臣官房総務審議官 日高 杜平君

大蔵省主計局次長 小村 武君

大蔵省関税局長 吉田 道弘君

大蔵省証券局長 松野 允彦君

大蔵省銀行局長 土田 正顕君

大蔵省国際金融局長 江沢 雄一君

委員外の出席者

総務庁行政管理局長 木村 幸俊君

経済企画庁調整局長 筑紫 勝磨君

通商産業省産業政策局長 寺坂 信昭君

労働省職業安定局長 坂田 稔君

建設省港湾対策局長 坂田 稔君

日本輸出入銀行総裁 山口 光秀君

参考人 三重野 康君

大蔵委員会調査室長 兵藤 廣治君

委員の異動  
三月十七日  
辞任 衛藤征士郎君 補欠選任 村田 吉隆君  
前田 正君 赤城 徳彦君

三月十六日

消費税の税率引き上げ反対に関する陳情書(福岡県大牟田市有明町二の三三市議会内矢野太刀男(第一八号))

公共用地取得に係る租税特別措置法の優遇措置の拡大に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小林莞爾外九名(第一九号))  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件  
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○太田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、関税定率法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸晃君。

○石原(伸)委員 本日は、大蔵省が提出しております国際関係三法につきまして、国の内外の経済状況並びに対外経済関係を中心に質問をさせていただきます。

まず初めに、昨日二万円の大台を日経平均株価がおよそ五年ぶりでございますけれども割り、本日また、八十円ほど戻しておりますが一万九千九百七十七円となっているこの株式市況の現状認識と、そしてこれに對します大蔵省の対応についてお尋ね申し上げます。

○村井政府委員 申しわけございません、大臣がちょっとおくれたいらっしゃいますので。

ですが、これにつきましては、決算日を迎える特金でございますとかあるいはフアントラの解約でございますとか、それに伴います売り物が三月期末を目前にしまして非常にふえてきておる、そういう一時的な要因によるところが大きいのではないかと見ております。

しかしながら、経済の現状認識につきましては、これまでも申し上げておりますように、このところ景気の減速感には確かに強まっておりますが、我が国経済のファンダメンタルズは良好だと考えております。現在、調整局面を経まして再び着実な安定成長を続けるものと考えておるわけでございまして、投資家の皆様以上に申し上げたような点を十分御理解いただいて、目前の二万円割れという事態に惑わされることなく、引き続き冷静かつ慎重な投資態度をとられるようお願いいたします。

○石原(伸)委員 次官にもう一つお聞きしたいのですが、大蔵省といたしまして今回の状況に對して特別に何か対策を考へていらっしゃるのか、あるいは今御答弁ございましてよろしゅうあるのか、お話を聞かせたいと思っております。

○日高政府委員 恐縮でございますが、証券局長ちよつと参つておりませんので、かわりに答弁させていただきます。

証券市場の活性化の問題につきましては、私も前からいろいろなことを手当てしていかねばいけないのではないかとということで、先物取引に対する規制の問題、あるいはいわゆる三〇％ルールというふうな問題も自由化をしていかなければならないとか、そういう形ではいろいろな手当てを行ってきたわけでございますが、先ほど政務次官から答弁申し上げたような事情で今回二万

円割れという状況になったわけでございます。

ただ、私も基本的には株価そのものを具体的にストレーツトに上げ下げするような政策というものは、これだけの大きな株式市場の状況でございますからなかなか難しい。やはり基本的には経済そのものが堅調に推移していくということが一番大きな対策になるだろうというふうにご考えておりました。その点では先ほど政務次官申し上げましたように、私もいろいろな政策をとってきています。財政につきましては、御承知のように昨年末に補正予算を組ませていただきました。同時に、一兆七千五百億円の史上最大規模の財政投融資の追加も決めさせていただきました。その補正予算で計上いたしましたいわゆるゼロ国債といったものについても、現在はその完全消化に向けて関係省庁で鋭意努力を続けているという状況でございます。また、御承知のように現在参議院で御審議いただいております平成四年度予算につきましても、いろいろな公共投資の拡充等の措置を講じておるところでございます。そんなようなこともございまして、あるいは金融政策につきましても、三次にわたる公定歩合の引き下げによって貸出金利もかなり下がってきている、そういう状況にございまして、私どもとしてはそういった財政、金融両面にわたる政策が経済を支え、それが株価にも十分反映されていくものというふうにご期待をしております。

○石原(伸)委員 今御答弁聞かせていただきました。私も、今回の株価の下げというものがもう一段引つ張っていきまると日本の経済、景気全体に影響してくるのじゃないか、そういう危険性を実ははらんでいる数値ではないかという認識が民間企業の中にあるような気がしてならないのであります。また、市場を見ますと、機関投資家がこの景気の冷え込みによって投資することを控えている。また、昨年の夏以来発生しております新しい言葉で「損失補てん」、今度は飛ばしですか、また新しい言葉を勉強させていただいたのですけれども、このような証券不祥事によって個人投資家

の市場離れというものが進んでいる。

皆様読まれたかどうかと思いますが、私先週ちよつと本屋を歩いておりましたロンドン・エコノミストをばつと見ましたら「ジャパン・スロー」というタイトルが一面に載っていましたので、何だろうと思って買ってちよつと読んでみました。そうしますと、タイトルが「ファザー・スティー・ツィ・フォール」、何と訳すのですか、まだ落ちる余地があるよ、こんな印象になるので、記事の内容なんですから、ざつと言いますと、金融市場が今回大蔵省当局に対して不信感を持った状態である。そして、その引き金となつてゐるのは三月十一日の大和証券による飛ばしですが、社長が辞任する、そしてまたその一カ月前にはコスモ証券によるすかいらくへの保証問題、両方合致しますと、大和が八百六十五億でコスモが三百六十億、こんなような同じトラブルがもつとあるのじゃないか、この雑誌の中で指摘されております。また、昨年来の損失補てん問題の後大蔵省が業界に対して調査を行った、ここ数年大蔵省が飛ばしの現状を知つていた疑いがある、そういうふうにご「ファザー・スティー・ツィ・フォール」というロンドン・エコノミストの記事の中で指摘をされてゐるのでございます。

大蔵省の方といたしまして、今回のこの飛ばし、市場の活性化を阻害する大変大きな原因となつておりますこの状況についてどのように把握されてゐるのか。また、三月は決算期でございますので、他の証券会社にもこのような事件が出ますとまた市場が一段の下げにつながる、こんなおそれがあると思うのですけれども、そこそこについてどのよう認識をされてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○松野(允)政府委員 いわゆる飛ばしと言われております取引でございますが、これは、企業が財テクなどで運用しておりました有価証券に損失が発生をしてゐる、それを含み損の形で実現させるということをするために決算期前に別の企業に

その有価証券を簿価などで売却するというような取引でございます。その取引、形の上では企業間の直接の相対取引でございますけれども、それに証券会社の営業員が仲介をするというような行為が行われたわけでございます。

こういった行為について把握できなかったのかという御指摘でございます。これは、率直に申し上げまして、営業マンが全く会社に無断で仲介行為を行つておりました、もちろん仲介手数料なども取つておりましたので会社に入つておりませんし、証券会社の帳簿上には全くあらわれません。このような行為でございますが、私も検査あるいは特別検査などいたしましたわけでございますが、残念ながらこういう行為を把握するということができなかったわけでございます。証券会社もそういう報告が来ているわけでございます。

ただ、そういう行為を、仲介をしたということ、企業から証券会社に対していわば使用者責任を問われて、それで賠償を求められているということでございますが、こういった行為が明らかに出来たのは、昨年損失補てんを法律で禁止いたしました、そういった関係でこういった問題に対する不明朗な処理がでなくなったということが非常に大きな要因でございます。私も、こういう問題については不明朗な処理をすることなく法令に則してきちんと処理をしろということをはねがね指導してきていたわけでございます。トラブルというのは飛ばし以外にもいろいろあるわけでございますが、トラブルについて不明朗な処理をしないようにということをつけてきていたわけでございますけれども、飛ばしにつきましては今申し上げたようなことで、結果的に企業が証券会社を訴える、あるいは調停手続に入るといふようなことで処理がなされているわけでございます。

こういったものは、この三ヶ月決算を控えてまだあり得るのではないかと御指摘でございます。これは、率直に申し上げまして、私も証券

券会社も全く把握できないという問題がございまして、こういう問題が明らかになりまして、より一層チェック体制、内部管理あるいは営業マン、場合によってはその取引先の法人等とのチェックというふうなものをやるべしということで、現在各証券会社に要請をしております。もちろん現在のような株式市場の状況でございますので、こういったものの遠因といひますのは非常に好調だったときの財テクの残滓のようなものでございまして、トラブルが証券会社と顧客、圧倒的多数は個人客との間でございまして、企業との間でもかなり存在しているというところは我々も聞いております。その中には飛ばしというような形のものの起因するトラブルもあるわけでございます。ただ、少なくとも私どもが現在承知しております限りでは、いわゆる飛ばしということに關連したトラブルで訴訟になりあるいは調停に移行しているというふうなものは、すべて明らかにしているというふうにご考えております。

しかし、いづれにいたしましても企業間の取引に営業マンが無断で仲介する、営業マンのモラルの問題にもなるわけですし、あるいは証券会社の内部管理体制の問題にもなるわけでございます。そういった問題あるいは事実関係についても少し詳細を調べ、証取法上の問題点についても詰めてまいりたいというふうにご思ひます。

○石原(伸)委員 いずれにしましても、今の局長の御答弁の中で飛ばしの現状というものがわかつたわけですが、証券取引法が禁じております利回り保証ではないか、こういうような指摘もされておりますので、大蔵当局の証券取引法の厳正な運用をこれから努めていただきたいと思ひます。

さて、話を進めさせていただきたいのですけれども、先ほどのロンドン・エコノミストの中で今回の市場に關連して、これは私が言っているんじやなくて記事が書いてあるんですけれども、誤解があると困るのですが、大蔵省がそういうことを含めて市場のコントロールを失つてゐるのでは

ないか、そういうような記載もされているわけ  
でございます。

そのような点につきまして、飛ばしというものが  
これから発見することなかなか難しいという  
ような状況になって、日本経済を、また景気を大  
蔵が下支える意味でも、証券市場というものが  
ある程度重要な意味を占めてくる、といひますの  
も、やはり企業を含み損を持つておりますと企業  
収支というもので赤字決算になってくる。そうい  
うことを繰り返していきまますと泥沼のように投資  
が減退したり、あるいはますますそれによって企  
業心理が落ち込み、そして景気が悪くなるという  
ような、そんな状況も十分予想されますので、大  
蔵当局におかれましては本心に厳正なる運営を  
やうていただきますと考へております。

それでは、経済企画庁の方がいらつしやうてお  
りますでしょうか。——それに関連いたしまして、  
景気の動向について、今経済企画庁では、これか  
らの日本経済をどのように見ているか、簡単に御  
答弁をお願いしたいと思います。

○筑紫説明員 お答え申し上げます。

我が国経済の現状につきましては、二月の月例  
報告でも述べておりますように、景気の減速感が  
広まっております。雇用の均衡を維持しながら  
インフレなき持続可能な成長経路に移行する調整  
過程にあるというふうに考へております。

ただ、こうした調整過程におきまして具体的な  
現象といたしましては、在庫調整の動きが本格化  
しております。また、企業家等のマインドが  
非常に冷え込んでいるというところがございます。

しかしながら、今後の我が国経済につきま  
しては、各それぞれの需要項目について見てまいりま  
す。まず、物価の安定や雇用者所得の順調な伸  
びに支えられまして個人消費が基調として堅調に  
推移すると考へられる。それから、住宅投資につ  
きましても、住宅関連金利の低下等によりまして  
持ち家、貸し家には下げどまりの動きが見られま  
す。住宅投資は今後徐々に回復に向かう見込みで  
あると考へられます。また設備投資につきまして

も、これは現在非常に問題になっておるわけだ  
けれども、これまでの金融緩和の効果が徐々にあ  
らわれてまいりまして、現在長期金利がかなり低  
下してきております。こうしたことから投資環境  
が好転しております。今後独立投資を中心に、  
総じて底がたく推移するというふうに見込まれま  
す。

また、先ほど大蔵省の総務審議官からも御説明  
ございましたが、公共投資が増大すること、さら  
に在庫調整につきましても、これまでに申し上げ  
ましたような最終需要の底がたさというものに支  
えられまして、多くの業種で年度の早い段階には  
一巡するというふうに見込まれますことから、こ  
のように明るい材料も非常に多いわけございま  
して、景気が失速するということとは考へられ  
ないわけでございます。今後内需を中心とし  
たインフレなき持続的成長を実現し得るものとい  
うふうに考へております。

これに対する政府等の対応でございすけれど  
も、景気の減速が企業家等の心理を大きく冷え込  
ませないよう、景気に十分配慮した施策を行う  
必要があるというふうに認識しております。こ  
れまでも財政面でのあらゆる手当て、それから金  
融面でも、昨年の暮れに第三次の公定歩合の引き  
下げが実施されております。

このようにいろいろな配慮がなされております  
ので、我が国経済は現在の調整過程を経た後に、  
またバランスのとれた持続可能な成長経路に移行  
していくというふうに考へております。

○石原(伸)委員 今のお話を聞かせていただきま  
すと、日本の経済のファンダメンタルズ、先ほど  
次官もお話しになりましたが、良好であつて失速  
の中にはない。しかしながら、企業家の心理の  
中におは、この政府の割と甘い予測に対して批判的  
な意見もかなり出てきておりますので、景気の動  
向あるいは日本の経済の行き先につきましては、  
これは大臣が来ましてら御答弁をお願いしたいと思  
つていたのですが、金融政策だけでも経済を引っ  
張っていくことはできませんし、また、大蔵省は

財政を中心をやつていく、また、経済企画庁が経  
済見通しを立てている、また、日銀が公定歩合を、  
そしてまた、最近では自民党の方でも経済対策、  
景気浮揚策を考へるなど、はたから見ても、  
も、一体どこに日本の経済運営の責任者がいる  
のか、だれが一番責任を持つていのか、こうい  
うものが割と明確には示されていないと思ひます  
ので、これからは、やはり関連省庁、日銀、ある  
いは党とも一体となつて、一元化した経済運営、  
あるいは、こういう状態に陥つたときの危機管理  
体制というものを確立していつていただきたいと  
思ひます。これにつきましては、委員  
長、大臣が参りましたら一問だけ答へをいただき  
たいと思ひます。

それでは、時間が余りございせんので、質問  
を続けさせていただきます。

次に、対外関係、対外経済関係をめぐる諸問題  
についてお尋ねをさせていただきますと思ひま  
す。

御存じのようにアメリカでは、日本の車をハン  
マーでたたくとドル払ふ、このようなジャパ  
ン・バッシング、こういうものがございすし、  
また、ヨーロッパにおきましても、ブッシュ大統  
領の来日でアメリカの車を買うという約束をし  
て、では何でヨーロッパの車を買つてくれな  
いんだ、こんなような不満が高まっている状況でござ  
いす。ともすれば、日本のこのような対応とい  
うものは、外圧という言葉が英語にそのままなつ  
たように、外から力を与えられて物が初めて動く  
しかしながら、現在実には必要なのは、世界の中  
で日本の役割を我が国の立場から積極的にとらえ  
まして、我が国がのるべき対外経済政策を実は主  
体的に考へていくことが大切なのではないかと思  
ひます。

そんなような観点から、本日は、国際的に開か  
れた貿易体制の維持、これはガットのウルグア  
イ・ラウンドも入つてまいります。そしてまた南  
北問題、東西関係が終えんした後問題になつてき  
ています開発途上国への経済協力二点について

引き続き質問を続けさせていただきますと思ひ  
ます。

それではまず、現在交渉が進められております  
ウルグアイ・ラウンド、これに對します日本の対  
応、どのような対応されておりますのか簡単に御  
説明願ひたいと思ひます。

○吉田(道)政府委員 ウルグアイ・ラウンドにつ  
きましては、これを成功裏に終わらせるといふこ  
とが多角的な自由貿易体制を維持強化するため  
非常に重要な点であると思つておりますし、これ  
がまた世界経済の発展にも資するものだと考へて  
おります。

で、昨年末に、御存じのようにダンケル・ガッ  
ト事務局長がいゆるダンケル・ペーパーという  
一種の裁定案を出しまして、これに基づきまして  
交渉は最終段階を迎えております。本年の一月の  
下旬以降、物の関係の市場アクセス、それからサ  
ービス関係の、サービスの初期コミットメント交渉  
と言われる交渉も集中的に行われておりまして、  
今月の初めには、日本は、物及びサービス、農産  
物及び農産物以外の物につきましても国別表を提  
出して、積極的な姿勢を示しているところで  
ございす。

我が国としても、各国と協調しながら、こ  
のラウンドの成功裏の終結に向かって引き続き努  
力しているところでございす。

○石原(伸)委員 いずれにいたしましては国と国  
との交渉事でございす。ウルグアイ・ラウンド  
におきましても、個々の具体的な問題につきまし  
て、お米の問題、きょうは大蔵省のほうに努力を  
していただいた上で、やはり自由主義経済体制の  
恩恵を最大限受けておりますのは日本でありま  
すので、このガット・ウルグアイ・ラウンドを成功  
させるというのを肝に銘じて対応していつてい  
たかと思ひます。

さて、ウルグアイ・ラウンドとももちろん関係  
しますが、我が国自身の市場開放を進めて  
いくことが、やはり自由貿易体制、特にアメリカ

からの、ブッシュ大統領のお話の中にもありましたが、大切だと思ひます。我が国の最も重要な貢献というのはそういうことをやっていくことではないか。そんな中で我が国は市場開放努力を続けてまいりましたし、また、関税につきましてもさまざまな努力をされて、世界的に見てもかなり低い水準になってきていると思ひます。

そんなような中であつて、日本の関税というもののついてどの様に評価されているのか、また今後のこの関税の持つていく方向についてお示しをいただければ幸ひでございます。

○吉田(道)政府委員 我が国の関税水準につきましては、累次にわたる関税引き下げ、例えば最近におきましては、昭和六十一年のアクションプログラムにおきまして二千品目以上の引き下げを実施しておりますし、また平成二年度におきましても、工業品の約千品目の関税撤廃を実施したりしておりますところでございます。その結果、いわゆる関税負担率と申しまして、関税収入を輸入品の輸入総額で割る、それぞれの一単位の輸入がどのくらい関税を負担しているかというその比率でございますが、各国の数字がそろつておりますのが日本でございます。平成元年度しかございませんのでその数字で申し上げますと、日本は平成元年度、一九八九年でその数値が二・九％でございます。それに対して、例えばアメリカでございまして三・五、ECも三・五、カナダでは三・四、それからオーストラリアに至りましては七・六、我が国の水準は先進国では最低の水準にあると思ひております。一九九〇年、これは日本しかまだ出ておりませんが、これはさらに二・七に下がつております。こういう状況によつて我が国の水準というのは非常に低くなつておりますが、また個々の品目を見ますとまだかなり高目のものがございます。そういうことから、諸外国から一層の引き下げの要求が出ております。

そういうことで、今のウルグアイ・ラウンドの場所でも同様でございますが、今後とも、先ほど申しましたような多角的な貿易体制の維持強化と

いうことの観点から、同時に国内産業事情にも十分配慮しながら、その関税面からのアクセスの改善に一層努力していこうということに対応しているところでございます。

○石原(伸)委員 いずれにいたしまして、日本が開かれた市場であるということも対外的にも示しますし、また、日本国民の皆様方にも、これだけ関税が低いんだということを明らかにしたいのだかないと、日本はまだまだ市場を開鎖しているのじゃないか、こういうふうにならわっていることがありますので、引き続きそのPRにつきましても大蔵当局の方でお願いしたいと思ひます。

続きまして、この関税率の引き下げと並んで輸入をしやすいとするような努力もやはりやっていかなくてはならないと思ひます。その中で重要になつてくるのは、例えば車の場合、GMの問題でも出ておりましたけれども、輸入手続の簡素化というものがあつたと思うのですが、この点につきまして、これから大蔵省としてはどのような努力を続けていくのか、お話を聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉田(道)政府委員 輸入手続をできるだけ簡素化し迅速化するというのは私もとても非常に重要なことだと思つておりました。特に近年におきましては、関係資料をできるだけ簡素なものにするということも資料の簡素化に努めておりますと同時に、最近におきましては、こういう輸入手続を簡素化して着手しております。具体的に申し上げますと、最近では昨年の十月から東京港、横浜、川崎港、いわゆる関東地域におきまして、海上貨物の通関手続をコンピュータ化しましたし、ことしの十月からさらにこれは関西地方、中部地方でもコンピュータ化に乗せようとしております。そうしますと、全体的には海上貨物の八〇％以上がコンピュータライズされる。既に航空貨物につきましてはコンピュータライズがもう十一年前から進んでおりますので、既にそれが九五％くらいになるということで、まずそういう関係の

電算化による簡素化、迅速化を図る。さらに、輸入通関手続は大蔵省だけではなくて関係各省の、いわゆる私どもから言つて他法令になります。いろいろな法律がございます。そういう手続を経た上で輸入許可をしております関係から、そういう各省の連絡調整体制を図るということで連絡体制のための協議会等を設けてまして、その手続の迅速化等にも努力しているところでございます。今後ともさらにその方向を一層進めるべく今対応しているつもりであります。

○石原(伸)委員 残りの質問時間が三分となりましたところで、先ほどの質問を大臣にお願いしたいと思ひますので、まだまだ実は質問が残つておるのですけれども、中断させていただきますので、大臣に先ほどの質問をさせていただきますと思ひます。

○太田委員長 石原委員に申し上げますが、三十八分まで持ち時間がありますので、続けていただきたいと思ひます。

○石原(伸)委員 よろしいですか。――それではもう一問質問を続けさせていただきますと思ひます。

次に、今回の三法案に関連しまして、開発途上国に対する経済援助の問題があると思ひます。今東西関係が終えんいたしまして一番の問題となつてくるのは、世界で南北関係、そしてまた世界人口のおよそ四分の三ですが、開発途上国に住んでいる。そして、その国々の成長を促し人々の生活レベルを上げて北の国々に合わせるというようなことが、また世界経済にとつても重要な課題であると思ひます。しかしながら、残念なことに最近の債務の深刻化や開発途上国の経済の停滞というものがあつます。その中で、この国際開発機関を通じて我が国の経済協力の現状としましてまたこれからの見通し、どのようなことを行つていくのか、それについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○江沢政府委員 先生御指摘のとおり、我が国の国力に応じて国際的な責任を果たしていく上で経済協力の役割は非常に重要でございます。

我が国は厳しい財政事情のもとではございますが、経済協力の拡充に努力しているところでございます。特に開発金融機関を通じての援助につきましては、開発金融機関は中立的な機関でございます。ここが途上国の経済運営に助言をするとかあるいは適正な政策運営を担保していくとか、そういう意味で非常に重要な機能を果たしております。また、開発金融機関には開発についての専門知識、能力が蓄積されておまして、これを大いに活用していくことが重要だろうと思ひます。

こういう観点で、我が国は世界銀行では第二位の出資国でございますし、またアジア開発銀行では第一位の出資国、そのほか今回御審議をいただいております国際金融公社では第二位の出資国でございますし、また米州開発銀行では、これは域内国、域外両方のグループに分かれておりますが、域外外の国としては第一位の出資国となつていくわけでございます。今後とも我が国としましては、この国際機関を通ずる援助ということに自分の協力をしていきたいというふうに考えております。

○石原(伸)委員 いずれにいたしまして、金額では今のお話ですと世界で二位の金額であります。これはまた日本の国内の財政事情にとつても、厳しい中で提出している国民の皆様方の血税をもとに出しているお金でございますので、イラクのクウェート侵攻のときに実はイラクがODAの七五％を日本に負担してもらつていたんだ、そしてミサイルを買つていたんだ、こんなような話もございまして、こういうような武器輸入国にはその援助の方法を改めるとか細かい配慮をしていただいて、国民の皆様方が、本当に世界に貢献しているんだと日本が胸を張れるような援助体制でこの国際機関への協力というものをやっていただきたいと思ひます。

それでは大臣いらつしやいましたので、一問だけ質問させていただきますと思ひます。

先ほど証券不祥事、新しい言葉で飛ばしという

ものが出てまいりました。こんなような状況の中で、また日本経済の景気の先行きに対する不透明感がある。そしてまた市場が二万円を割ってしまったという状況の中で、これからこのような危機に對して金融政策、そして財政政策、また経済見通しなど、実は一元化して経済の危機管理体制というものをつくっていただかないことには、市場もあるいは企業家も心理的に安心しないのではないかと、そういう質問をさせていただきました。そのことにつきまして、大臣がこれからの日本経済の危機体制についてどのような考えをお持ちでありますか、最後に御質問申し上げたいと思います。

○羽田国務大臣 今お話がございましたように、ちょうど株式も日経の平均が二万円を割るといふようなことで、不安要因といえますが、そういうものが広がっているというところは、私どももそのことを率直に感じております。

ただ、今の体制というのは、御案内のように財政につきましては大蔵省が所掌すること、金融については日本銀行と大蔵省が所掌しておりますけれども、両者の間では、私もここでもよくお答え申し上げてまいりましたけれども、常日ごろから密接な意見交換を行つておるところでございます。また経済情勢につきましても、例えば月例経済報告、こういったものは経済企画庁が中心となりまして、関係省庁と協議の上で経済政策に資するべく政府としての判断を行つておるところでございます。政府としては、今後とも関係省庁の間で密接な意見交換を行つていくことで、経済運営というものの過ちなきを期さなければいけないと思つております。

なお、御案内のとおり、欧米におきましても、日本で言います日銀、これは中央銀行という立場でありますけれども、これはやはり財政あるいは金融当局と言われる大蔵省、例えばフランスなんかの場合でもそうでありまして、これに對しやはり独立性を保つておるといふこと、当然ドイツですとか英国なんかも同様であらうと思つて

す。アメリカの場合も、中央銀行に對しまして、いわゆるアメリカの場合には予算局がありますよね。それからあとは財務省がありますし、そうして中央銀行というふうなことでありますので、それぞれが別々にありますけれども、またあるときには別々であることが中立といえますか、そういったものを侵さないといふようなことも実は経済運営の場合にはどうしても必要であらうといふふうに思つておられます。その点、割合と日本の場合には金融ですとかあるいは財政ですとか、とかく全体をこうやってあれしているという面ではよろしいんじゃないかならうかといふふうに思つております。ただ、私どももやはり、正式に表等つくりました月例報告のようなものの分析といふだけでなく、お互いが本当に話し合つていくことが必要であらうといふことでありまして、今後ともこの点は、先ほど申し上げたように、過ちなき運営といふものをそれぞれが連絡をとつてやつていきたいといふふうに考えております。

○石原(伸)委員 どうも、質問を終わらせていただきます。

○太田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁三重野康君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○太田委員長 堀昌雄君。

○堀委員 本日は、輸出入銀行に関する法案につきましてお尋ねをいたしますが、二月に三重野総裁はアメリカにおいでになりました、ワシントンでグリーンズパンFed理事長、さらにニューヨーク連銀のコリガン理事長にもお会いになつて

先般お帰りになり、さらには三月にはBISの会議に御出席になつておられますので、きょうはこの国際金融の問題を中心に、現在のこの国際的な流動性の低下の問題といふものとアメリカの株価の問題、日本の株価の問題、こういう問題を含めて、今後のこれら問題はどういうふうに推移していくのかといふ点について伺いをいたしたい、かように考えておるわけでございます。

まず最初に、日本経済新聞も発表しておりますけれども、この間のBISの会議におきましては、少なくとも先進国におきまして、スリットクォーター連続してどうも資金が収縮しておるといふようなことが報道されておりましたけれども、この問題について総裁のお考えをまず最初に承りたいと思ひます。

○三重野参考人 お答え申し上げます。

今先生の御指摘になつた事実は、恐らくBISの統計の中でのいわゆる流動性がやや低下しているといふことを指しているんだと思ひますが、これは世界的に景気がいま一つ芳しくないといふことと、それから一九八〇年代にかなり銀行が貸し込みまして、銀行のバランスシートが悪化しているといふこと、さらにはBIS規制がきついているといふようなことで、これは日本に限らず世界じゅうの銀行がそれぞれ自分の自己資本とリスク管理との兼ね合いで資産は圧縮しております。それがそういった統計に出ておりますけれども、これは内容をさらに見てみますと、いわゆるディーラー間同士でやるそういう流動性が減つております。実際に実体経済だけ貸す流動性というのはそれほど減つてないといふことがわかりますので、私はそれほど今国際的な流動性が不足して世界経済の足を引っ張つてゐる、そういうふうには解釈をしておりません。

○堀委員 ちよつと資料を配つていただきたいでございませうか、お配りいただいた。もう配つてあります。

実は、ニューヨークの株式のちよつと図表みたいなものをお配りしておるのでありますけれども、

も、一九二九年にニューヨークの株式のダウ三十三種工業株平均が三百八十一ドルといふところに参つておりましたのが、御承知のような暴落で四八%ダウンをして五十九%になった、これが御承知の一九二九年の暴落の姿でございますけれども、それをちよつと最近のアメリカの、やはり同じようにダウ三十三種工業株平均で見ても、三月十三日に三千二百三十五ドル九十一セント、二十七ドル二十八セント下がつておりますが、この図にかいてありますのとちよつと違ひますけれども、それにいたしましても、大変高い株価がアメリカでは生じておるわけであります。どうして、アメリカ経済が非常に現在活性化してて将来ともますます活性化するというところでございしたらこのような株価が生じるのは当然だと思ひたいのでありますけれども、これについては総裁はどういうふうな御判断になりますでしょうか。

○三重野参考人 今先生の資料、いただいたばかりでまだよく読んでおりませんけれども、現在確かにニューヨークのダウは三千二百ドル台と、アメリカの景気がやや回復に向かつてゐるにしろやや高過ぎるという感じを抱く方が多いと思ひます。

これは、マーケットでは二つ大きな理由を言つております。一つは、やはり金融が非常に緩んでおりますので、金融相場と申しますか、そういった資金が株式市場に流れ込んでゐるのだからといふこと。もう一つは、アメリカの景気回復を先取りしてかなり株が上がつてゐるのではないか。この二つがマーケットで言われている理由でございます。ただ先生は恐らくそれに対してもう一歩突っ込んだ評価をお聞きになりたいと思ひますが、私の立場で、日本の株に對してもさうでございますが、アメリカの株に對して評価することだけは御勘弁ください。

○堀委員 私も同じように、総裁からそこまで何う気はないのでありますけれども、要するに、今

における資本輸出が急減しておるといふ問題も  
ありますが、いろいろな事情があつてそうなつて

ないだらうか。

そしてもう一つちょっと問題がありますのは、実は、日本銀行でお出しになった九一年の個人貯蓄の問題でございすけれども、民間の方は大変減つてきておりますけれども、郵貯が昨年十二月には大変急増をいたしまして、前年同期比で二二・五%もふえて、これは八九年の十月十二月期以来八期ぶりに、増加額が前年を上回つたというようなことが報道されておるわけでありまして、この今のM<sub>2</sub>プラスCDというのをマネーサプライと、こう見ているわけでありすけれども、ちよつとこの郵貯というものが、アメリカにはこういうものがないのですが、これが非常に大きな資金をどつと持つていく。日本銀行も広義マネーサプライということでは、これをこう考えていらつしやるのでしようが、こことの関係におけるマネーサプライの問題というのは少し検討が必要なのではないかという気がいたすのであります

が、この点を含めてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○三重野参考人 委員の今御指摘のとおりでございしますが、まず日本のマネーサプライの伸びが低い、これは確かに伸び率は低くなっておりますけれども、これはもう委員先刻御承知のとおり、過去数年間の非常な緩和がございましたので、ストック、この関係で見ますと、例えばGNPとと比較で、マシーナルのkとかあるいはその逆数である流通速度から見ますと、傾向線より下になったのが今ようやく上がつてきたということで、特に非常にストックとして足りないということはないと思います。

しかし、確かにその中身を見えますと、郵貯

〔委員長退席、持永委員長代理着席〕



にかなりシフトしております。これは広義、最  
広義のマネーサプライで見ますとほぼ五%前後で  
余り変わっておりませんけれども、確かにM<sub>2</sub>ブラ  
スCDの伸びは低い。いずれにしても、普通の銀行  
預金にしろ郵貯にしろ結局それはお金になって出  
ていくときには同じでございますが、とりあえず  
は銀行の預金は銀行、郵貯の方はそのままだ財政資  
金として扱いはがって財投に入ります。もちろん  
財投から出ていくわけでございますから、少し長  
い目で見れば同じにいたしまして、そのときは  
まだ財投にたまっておりまゝです。それから、い  
ゆる民間に流れるのが、信用創造で外部に出てい  
くようにはなかなかいかない。そういう意味で、本  
当は郵貯というのが、例えば商品性などを見直し  
ていたで、もう少し市中と同等であれば、そ  
の辺のぎくしゃくはもう少しスムーズになる、そ  
ういふふうに考えております。

○堀委員 大蔵大臣、今の点がちよつと私ども、  
今後の日本の金融問題の中の一つの課題だとい  
ふに考えておられるわけでありまゝ。要するに、今  
総裁がお話になつたように、預金として個人そ  
の他から出ていくのは同じように出ていくのであ  
りますが、片方は金融機関に入りますとこれは信  
用創造につながつて、要するに回転が起るわけ  
でございますが、郵貯の場合は、これが国の財投  
に入つて、財投計画ということで予算との関係で  
物が決まってくるというやうなことで、ある意味  
で、国民も今大変金利嗜好が高くなつていま  
すから、金利が高ければ何にかかわらずやはり自分  
が得るやうにしたいので、国のことなどというの  
は二の次でございますから、郵貯にとつと行く。  
郵貯にとつと行くということは、裏返せば実際に  
動きます資金の量というものは、それは結果的に  
戻ってきますけれども、その分だけちよつと棚上  
げされてしまふといふことは、今後この日本の金  
融政策、特に今ちよつと私が申し上げている国際  
金融の面その他から見ても、これは非常に重  
要な課題であつて、単に郵貯が、定額貯金の商品  
性がどうかとかなんとかでなく、やはり私は、郵貯

も民間金融機関と同じやうなルールで処理がされ  
ないと、これは日本の金融上に非常に大きな問題  
を残す、こんなふうな思ふのでありますけれども、  
大蔵大臣いかがでございますか。

○羽田国務大臣 この問題はたしか相当長い議論  
だつたといふふうに思つております。そういう中  
で、いわゆる定額貯金というものは特別に商品性  
のあれが高いといふこと、そういうことのため  
に、例えばこれは余りあれですけれども、公定歩  
合なんかあれしたときにも、どちらかといふとそ  
ちらの方にすつと流れていつてしまふといふやう  
なことで、今言われたやうに迂回をしていくため  
に非常に時間がかかつてしまふといふやうなこ  
とがある。そういうことから、この商品性について  
間をかねて話しておるということでありまゝ。  
ただ問題は、確かに大変数の多い人たちがこれ  
をやはり活用されておるといふやうなことがあり  
ます。しかし、今御指摘のあつた問題点を私ども  
もよく念頭に置きながら、これから一体どうあ  
るべきかといふことを真剣に勉強し、また話し  
合つていきたいといふやうに思つております。

○堀委員 そこで、三重野総裁にはこれが最後の  
お尋ねでございますけれども、御承知のやうに今  
BIS規制が、日本では九三年の三月末までに  
いふことで、アメリカでは依然としてどうもクレ  
ジットランチが続いておるやうな感じがいたす  
わけでございます。確かにBIS規制というものは  
は、銀行の健全性という問題を確保するためには  
大変重要なファクターだ、この私は思つておるの  
であります。そのことが、世界の金融システム、  
さつき申し上げた資金の流動性その他に影響を及  
ぼす。  
そして、特に今欧州で問題がございますのは、  
ドイツが御承知のやうなことで八%という大変高  
い金利にしてあります。そうしますと、実は周辺  
の国、皆、成長が大変厳しい情勢にありながら、  
余りそれでは金利を安くすれば為替にはね返つて  
きて経済的にも大変まずくなるといふことで、今

欧州は、ドイツがやがて正常化すれば問題はない  
のでありますけれども、今の状態ではいずれもな  
かなかちよつと資金の出し手とはなりにくい、こ  
ういふ格好でございますし、アメリカはもちろ  
ん資金の出し手ではないといふことになる、何か  
あれば、何でもひとつ日本に出せといふ話は非常  
に問題がある、私はこう思つております。

羽田大臣もそうでございますが、私、倉成さん  
が会長をやつておられますEC議員会議といふも  
のメンバーで、実は昨年、日本でEC議員会議  
を行いました。そのときに私は、少なくともG7  
の皆さんに現在の貯蓄を-%ずつふやしてもら  
うならば、年間八百億ドルの金がG7の国に出てく  
る。だから、EC諸国を含めて、どうかひとつ皆  
さん、日本は一生懸命貯蓄に励んで、ちよつと  
下がつてきてはおりますけれども、依然として  
高い貯蓄水準にあるわけでありまゝ、よその国  
の貯蓄水準は余りにも低過ぎる。

私は、ちよつとブラックマンデーの日の明くる  
日に、幸いコリガン総裁にお会いすることがセッ  
トしてございましたので、あの大変な忙しい中を  
コリガン総裁に三十分会つていただきました。

そのときに私は、アメリカが暴落をした最大の  
原因は、かつてアメリカも個人貯蓄が七%から  
八%あつたのが現在二%台になつてゐるなんとい  
ふことは、これはこういう暴落を招く大きなパッ  
クグラウンドじゃないかと私は思います。コリガ  
ンさんに話をしましたら、いや、それはあなたの  
言われるとおりだけれども、しかし堀さん、この  
二%をふやすといふのは我々にとつてなかなかそ  
んなに簡単にできることではないんだ、こういう  
お話がございました。しかし、幸いにして、ブラッ  
クマンデーの後にはアメリカの貯蓄率も少し上  
がつてきてゐるわけでありまゝだけれども、何とか  
私は、そういうBISの規制は規制としながらも、  
それが機能できるようにといふのは、各国の  
国民が個人貯蓄をふやして資金がふえるといふ何  
らかの方向にならなければ、片方で規制をするだ  
けではやはり問題の解決にはならないのじやない

だろうか、私はこう思つておるのでありますけれ  
ども、三重野総裁、その点はいかがでございますし  
うか。

○三重野参考人 今委員の御質問は、世界にとつ  
て非常にまた大事なことを御質問なさつてゐる  
と思ひます。

まずBIS規制について申し上げます、これはも  
う委員先刻御承知のとおりでございますが、あれ  
はやはり銀行の自己資本とリスクの組み合わせを  
うまくして健全経営を保つといふためにやつてい  
るわけでございます。これはこれで一九八〇年  
代の無理な貸し込みによつてそれぞれの金融機関  
が大なり小なりバランスシートに傷を負つてお  
りますので、これを立て直すために、ある意味で正  
常化を側面から支えるものとして、私は基本的に  
はそれでいいんだと思つております。もちろん、  
リスクの度合いをどうするかとか、そういう技術  
的な問題は残ります。

しかし、それはそれといたしまして、先生の御  
指摘になりました世界的な貯蓄不足という問題  
は、これは確かにこれから先のことを考えますと、  
旧ソ連がございます。東ヨーロッパがございま  
す。中国もございます。そういつたところは潜在的に  
大きな資金需要があるわけでございます。これ  
は結局、先生御指摘のとおり、世界のほかの国が  
賄つてやらなければならぬ。そういうことを考  
えますと、今は出ておりませんけれども、長い目  
で見れば世界的にはやはり貯蓄不足の状態が危惧  
されるわけでありまゝ。この場合、もちろん日本  
の場合は少し貯蓄率は下がつておりますし、  
アメリカの場合も少し上げなければいけ  
ない、ヨーロッパも少し上げていかなければい  
けません。これは貯蓄不足の最大の原因でございま  
して、特にアメリカが大きい。イタリアもそうだ。ド  
イツも、やはり東ドイツを併合しました。ああいう  
財政の赤字を削減することがまず第一に世界の貯  
蓄不足を幾らかでも低減させる方法だといふやう  
に思ひます。それと同時に、アメリカも一部実施

しておりますけれども、貯蓄に対する優遇措置とかあらゆる手だてを尽くして、それでこれから先のいわゆるそういう低開発国といいますが、そういう潜在的資金需要が出てきたときに備える必要がある、こういうふうにご考えております。

○堀委員 私、その今の財政の赤字の問題はそのとおりでございますが、アメリカの財政を見ておきますと、これはちよつと簡単に収縮するようない見込みがない。一番大きな国がまず財政赤字をどんとやっております。ドイツの方は、これは東ドイツと一緒になりましたものから、過渡的にこれはやむを得ない。西ドイツだけならばそんなことは起きないわけでありまして、時間がたてばこの財政の赤字はだんだんと縮小してくると思うのですが、アメリカ財政の赤字というのが将来ずっと収縮をしていく可能性というものは、ちよつと私は余り期待ができない。まあ二十年、三十年先は別でございますけれども、少なくとも五年、十年というタイムをとって考えると、これはそう簡単にいかないし、アメリカの場合には企業も赤字、個人も赤字、こういう状態になっておる中で、財政が黒字、黒字でなくてもいいのですけれども、もうちよつと赤字が収縮するということになる可能性については、私は余りどうもそういう可能性はないような気はしますが、そこはいかがでございますでしょうか。

〔持永委員長代理退席、委員長着席〕

○三重野参考人 この点はもう先生百も御承知のとおり、一応五年なり七年の計画では順調に減っていくことになっておまして、それが大変難しいことは私も存じてはおりますけれども、日本の中央銀行の総裁が、あれはだめだとか難しいとはなかなか言えないものでございますから、非常に大変難しいということは先生のおっしゃるとおりだろうと思っております。

○堀委員 三重野総裁、どうもありがとうございます。今、御退席になられて結構でございます。今、問題を今度は大蔵大臣にちよつとひとつ、お聞きをいたしておりましたでしょうか、日

本の今後の問題でございますね。要するに、早速、今、明石さんがカンボジアへ行かれまして、カンボジアも実は相当多額の費用を要するようでございます。世界は今や、アメリカもだめ、ドイツもだめ、金を持つてゐるのは日本だけだ、何しろ日本は言えど何とかなるだろう、こういう状態のようでございます。しかしそれは、国際的な、特にアジアの、カンボジアの問題などは日本とすれば当然その辺協力をしなければなりませんけれども、しかし、財政も一応の限度があるわけでございますし、いろいろな点でこれから、あちからこちからも来るのをさううまく対応できないような気がするのですが、大蔵大臣は、これについてのお考えはいかがでございますでしょうか。

○羽田国務大臣 今、堀先生からお話がありましたように、やはり世界からの資金需要というのは、非常に大きなものが出てきておるだろうと思っております。特に、今カンボジアの話があったわけでありまして、その以前にCISあるいは東欧、いわゆる社会主義経済、共產主義経済、命令経済というもののから一つ大きく転換して、市場経済の扉をノックしてみても、開いたらそこは真っ暗だった、だれも手を差し伸べてくれないというようなこと、こうなつてはやはりいけない。実はこの間G7でのニューヨークでの会議でも、各国から話があったのはやはりそこであるところでありまして、そういう中で我々としては、お互いにパートナーマンズは違ふけれども、そういうときに手を差し伸べるべきことができるように、それぞれパートナーマンズは違ふけれども、手段も違ふけれども、やはりインフレなき持続可能な成長というものの路線をそれぞれできる範囲の中ではひとつやううじやないかというのをおおその合意であったというふうにご考えておられますけれども、今まさに御指摘のとおりであります。

そして、私も日本としても、今お話がありましたカンボジアからも立ち直り資金といいますが、立ち上がり資金ですか、こういったものを協力してほしいということ、日本はどちらかとい

うと今までおくれしてきたのですけれども、そうではなくて、今度は日本の場合には割合と早くこれに対して反応を示したということで、アジアに対するものについては日本みずから責めを負つていかなければいけないことだろうと思つております。

ただ、いずれにしても、カンボジアはまだまだこれから相当費用がかかってくるでしょうし、CISもそうでありましょう。アジアはもちろんですけれども、そのほかのラテンアメリカですとかあるいはアフリカですとか中東なんかでも必要なものが出てくるということ、これに一体どう対応するのかということが一番大きな問題だろ

うと思つております。昨年の暮れなんか、どたばただなんと言つて大分皆さんからおしかりを受けたのですけれども、ちよつと私が就任したあのころから、いろいろな国から呼びかけがあったという中で、やはり何かしなければいけないのじゃないのかということだったのですけれども、しかしああいふものというのはいかに幾ら出しますよ、ここに幾ら出しますよと初めから計算できないのですけれども、そうではなくて、新しいニーズが起つてくるということだったのです。新しいから、いろいろと党の方からも私も御下問をいたしながら問いかけたということ。ODAだけでは何とかなすることはできませんでしたけれども、そういう新しいニーズを今から先にとらまえるということは難しかったというふうにご思つております。

うふうに思つております。

○堀委員 それでは、これからちよつと輸出入銀行の問題についてお尋ねをいたします。

久しぶりで山口輸銀総裁と質疑を交わさせていただきますので、質疑を進めますためにはわかりやすい資料があった方がいいと思ひまして、実は私の方で輸銀に資料を出していただきました。これをベースにして、これまでの輸出入銀行のやつてこられたことの経過をひとつまず御報告をいただいて、その次に現在の状態についてちよつと御意見を申し上げて、その後で、余りにこういう大きなケースのことは短い話をしてもしょうがないものですから、十年ぐらいのタイムで、今私がいろいろ論議をしてまいりましたことを踏まえて、輸出入銀行というのはどういうことを中心に仕事をしたいのかということをおし伺ひたい、こう思うのであります。資料は皆さんの方からいただいたものを、説明がしやすいようなものを皆さんにお配りしてございますので、この資料をベースにしながら、これまでの輸出入銀行のやつてこられた仕事についてまずお話を伺ひたいと思ひます。

○山口説明員 輸出入銀行は昨年の十二月で四十年を迎えました。発足当初は日本輸出銀行でございましたが、一年程度でたゞいまのような輸出入銀行になったわけでございます。

業務の大宗は、当時の国策でございます輸出振興でございます。ずつと輸出を中心に業務を行つてきた。もちろん輸入もございまして、けれども、ということでございます。

輸出と申しましては延べ払い輸出のようなものでございまして、長期信用でございますから、船とかあるいはプラント輸出でございました。船につきましてはOECDのガイドラインで長期信用の有利性が失われまして、だんだん衰えてまいります。それから、プラント輸出につきましても、一九八〇年代に入りましてから途上国の経済が停滞いたしますのにつれて資金需要が衰えてまいります。それから、特にプラザ合意以降は円高が進みますので日本のプラント輸出の競争力



行つてしまいましたけれども、この中で非常にふ

を深めるような仕事ももう少し一緒にやってもら

に、かなりま微指摘になりましたように、北米に  
対する我が国企業の投資が伸びている。なおその

と競合するよ、なことをやってやる。政府関係金、機関もあるわけでございますので、もしそういう

ものの合理化を進めるといふことであれば、順序としては国民金融公庫とか中小企業金融公庫とか、こういうのは要するに日本経済の発展過程で非常に資金不足のときに公的に国民や中小企業をカバーしようといふのできてきた金融機関なもので、それから、そういうのは徐々に縮小しても結構民間で処理できることなんです、やはり輸銀とか開銀といふのはある意味で戦略的な日本経済の対応のために、役立てるために置かれていたものじゃないのかな、こんなふうな認識を私持っておるわけでして、まず先に輸銀総裁の方から御答弁をいただいた後で大臣の感觸を伺いたいと思います。——いや、銀行局長じゃなくて、輸銀の立場で輸銀総裁が言った方がいいよ。

○山口説明員 私輸銀の総裁でございますので、輸銀に関してのみ申し上げたいと思っておりますけれども、先進各国、場合によりまして途上国を卒業しかかっている国も含めまして、各国とも輸出信用機関といふのは持っております。アメリカでも旧ソ連でも持っております。アメリカでも、これは国として持つていなければならないのではないかと思います。

○羽田田務大臣 御指摘の点につきましては、しかしこの委員会の議論の中でも政府関係金融機関といふことで、いろいろな銀行が相互乗り入れとかあるいは合併とかいろいろなことを言われるのだとすれば、政府関係の金融機関についても触れられるべきじゃないかという御指摘があつたことは私も承知しておりますけれども、ただ開銀と輸銀につきましては、外国との経済交流の促進といふ大きな目的が輸銀にはありますし、産業の開発及び経済社会の発展の促進といふ、これはやはり別個の政策目的といふものを有しているのではなからうかと思っております。融資の目的、対象、条件などにおきまして基本的な相違があるといふことでございまして、組織の統合はなかなか困難じゃないかといふふうに私も承知しております、大蔵省としては、今この検討を行っているといふことはございません。

○堀委員 今重要な問題になつておる金融制度改革の問題が後ろに控えているわけでございまして、私も、私が一つ納得しないことは、政府がいろいろな問題を提案されて、私どもが政府の人として議論ができなかつたといふのは、日本国憲法から見ても大変おかしいと思つておるのです。ですから、これは太田委員長に特別にお願いをいたしたいのでありますけれども、今後、政府提案がありましますから最後は政府とやりましますけれども、政府とやる前に与野党でその問題についてお互いがしっかりとディスカッションをして、私は長く大蔵委員会におりますから、自民党の皆さんと私とそんなに違いがあるとは思つていないのです、極端に違ひのある場合もあるかもしれませんが、一般的にはかみ合う議論が結構行えるのではないだろうか、こんなふうな感じがいたしております。

今の政府関係金融機関の問題について、私は五十六年に財投問題を含めて議論をさせていたしておるわけであります。その中で、議論をしたけれどももちつとも実現しない問題が一つありまして、これは何かといふと、このテーマとちよつと違ふのですけれども、住宅金融公庫の貸し付けといふのがございまして、この住宅金融公庫の貸し付けという中に、戸建ちのものについては土地を持つておる者に建築のための費用を財政資金から安い金利で貸す、こういう仕組みなんです。今国民全体は、土地があれば家を建てるのはそんなに大きな負担ではないのでありまして、一番大事なのは、土地を持つていないか土地を持っていないかといふことが一番大事なんです、その土地を持つていない人にさらに財政資金で上積みして協力する必要があるんじゃないかと、私は十年ぐらい前からこの問題を言つていますけれども、これは全然取り上げられないのです。そうして、今度の予算の中でも相当な金額がそういうところへ流れている。だから、いわゆる高層住宅になりますと、これは土地を含めてなつていきますから、高層住宅に対する融資というのは公平だと思つたのですけれども、戸建ちに対する融資というのはどう考

えても、土地を持つて極めて有利な条件にある人に財政資金でさらに協力をするなどということはどうも筋が通らないなといふことで公式にも主張をしてきましたけれども、なかなかこの仕組みは変わらないのです。大臣、いかがですか、これは物事の道理の話ですから。要するに、今は土地が持たないことが最大の問題点であつて、建てるだけならそんなに大したことはないと思つておるのですけれども、初めて申し上げるから大臣はちよつと戸惑われるかもしれませんが、感觸を。○羽田田務大臣 今お話を伺う限りでは、一つのお考え方だといふふうに承りました。

ええ、これらの密輸入を捕提しあるいはなくしていくといふことに、皆さんの専門家として見たらどの点をこうしてもらいたい、これは大臣がいまさんから勝手なことを言つてもいいわけでありまして、安心して、どういふことが必要なんだといふことをひとつ率直におつしやうていただきたいと思います。

○堀委員 もう少しいろいろなことをやりたいと思つたけれども、おおむね問題が片づきましたから、少し時間は早いのでありますけれども、今夜は大変遅くなりそうです、ございまして、これをもつて私の質疑を終わらせていただきます。

○太田委員長 沢田広君。

○沢田委員 夜になつて申しわけないと思つておりますが、最初に開税の關係で、非常に時代的に、我が党の同志も後で質問されると思うのでありますが、今の開税業務が非常に複雑になつたと言つたというのですか、うまくなつたという言葉になるのですか、ともかくそういう状況が出てきているわけでありまして。

現実まで特に寛せい剤、コカインとかアヘンとか銃砲とか、そういうようなものが非常にふえてきているという現状は大変不安になることであると思います、社会秩序を守つていく上に非常に危険を感じていくわけでありまして。今の税関の体制でこの件数を見ますと、昭和六十二年から平成三年では、覚せい剤等ではそれぞれ御努力があつて前年対比で減つてきてはいるわけですが、アヘンなどは非常に多く、ふえてきています、こういう状況も見受けられます。こういう意味において、水際で完全にこういうものを払拭するためには、あるいはただ人数をふやすだけではだめななにかもありませんが、どういふ部分を補充してもら

現実まで特に寛せい剤、コカインとかアヘンとか銃砲とか、そういうようなものが非常にふえてきているという現状は大変不安になることであると思います、社会秩序を守つていく上に非常に危険を感じていくわけでありまして。今の税関の体制でこの件数を見ますと、昭和六十二年から平成三年では、覚せい剤等ではそれぞれ御努力があつて前年対比で減つてきてはいるわけですが、アヘンなどは非常に多く、ふえてきています、こういう状況も見受けられます。こういう意味において、水際で完全にこういうものを払拭するためには、あるいはただ人数をふやすだけではだめななにかもありませんが、どういふ部分を補充してもら

現実におきまして、麻薬關係では非常に手口が巧妙化しております。極端な例でございまして、ゴムの袋に入れて飲み込んでくるというふうな手口もありますし、最近ございまして二重底では、いろいろなバッグを改造しまして二重底にするとか、あるいは掛け軸の中に詰めてくるという形、非常に手口が巧妙化しているのは事実であります。そういうことから、私もその摘発には非常に努力しておりますが、やはり根本的には、今これだけ貨物量が増えた中でその貨物の中にある麻薬を発見するといふことは、すべての貨物をあけない限りはできない、しかし、それは現実的に不可能でございまして、ではどうしたらいいかといふことになりまして、まず基本的には、怪しいものが入つてくるという情報をいろいろな形で集めるといふことでございまして、今最大の努力をしておりますのは、私ももとしましては外国との情報交換。それから同時に、先ほども他の委員の先生からも御質問がありました中で御説明しました電算化、コンピュータライズすることによつて、これ入ってくる情報をデータベース化しまして、これ

で非常に怪しいとか、安全な人、正直な人はできるけどどんな通関していただく、そのかわりに少しでも何か怪しい可能性のあるようなものはこれを選び出していくというふうな、そういう情報の整理といえますか、そういう問題。さらに、その情報がありまして、的確な情報、こういう人間がこういう貨物で入ってくるというふうな全くそのものずばりの情報というのは現実問題としてないわけではございません、そうなりますと、怪しいものを張って、実際に入ってくる貨物なり人なりについてある程度検査をしなければならぬ。それを的確に、迅速に検査するためには、いろいろなエックス線の装置で貨物の中を調べるとか、あるいは麻薬探知犬を使いまして貨物とかそういうものについて情報を得るとか、そういう形で、そういう麻薬情報機器と申しますか、そういうものの整備をしていく必要があると思えます。と同時に、やはりぎりぎりの人間でやる必要がございますので、やはりある程度の必要な人員の確保ということも必要になってまいるわけでございます。

先生の御質問は、先ほど専ら麻薬の御質問がございましたが、税関では従来からの税関という言葉のように、税金を取るばかりでなく、関所の役割をしておりまして、その最大の今の問題は麻薬でございますが、それ以外にもいわゆるワシントン条約関係とか不正商品というにせもの問題とか、そういうものもあわせて取り締まりをやっております。私どもとしては、今申し上げましたような情報の確保のためのいろいろな予算の措置あるいは機器の整備のための措置、さらにぎりぎりの人間の増員という形でこれに対応していこうというふうに考えております。

○沢田委員 例えは、現在の状況を半分減らすというためにどの程度の機械、どの程度の人が必要か、自信のある数字はどのくらいということなんです。

○吉田(道)政府委員 今の御質問は大変難しい御質問でございます。現実には私どもの摘発してお

ります押収量を例えれば覚せい剤で申し上げますと、大口の貨物が捕まえた場合には非常に大量の摘発になります。例えて申し上げますと、昭和六十二年では、覚せい剤を例にとりまして約五百キロ捕まえておりますが、平成元年ではたつた九グラムしか捕まえないという、非常にこのことがございまして、それで、これはやはり情報等によりまして、非常に大口の貨物につきましてその情報を一年とかあるいは半年とかかけて追いつけてやうやく捕まえた場合がその大きな何百キロというものが捕まるわけではございません、向こうも真剣でございまして、これはなかなか毎年同じように捕まえるというのには現実問題としては非常に難しい状況でございます。したがって、今の状況を半減するにはどのくらいかという御質問は大変難しい御質問でございます。現実には私どももいづれにしましても、先ほど申し上げましたような機器あるいは人という形で対応していかなるを得ない、それによって減らしていきたいというふうに考えております。

と同時に、実際問題として税関で見張っておりますのはいわゆる水際と申しますか、空港とか港湾だけでございます。しかし、実際最近の覚せい剤等の密輸を見ますと、そういう税関の官署があるような場所以外の漁港等から入ってくる場合もございまして、こちらにつきましては私どもとしましては全くお手上げになるわけではございません。そこで、そういう点につきましては海上保安庁と連携するとか警察と連携するとか、そういう他官庁との連携強化も私ども非常に図っております。そういう形で対応するというのが今の現状でございます。直接お答えになりませんが、そういう現状を御理解いただきたいと思えます。

○沢田委員 ただ、こういうものは犯罪人の逮捕があるわけでありまして、原因というものがわかってくればその傾向というものもおのずからわかってくるわけですね。ただ抜き出しただけや

いるだけで向上することにはならない。また、人だけでこれは向上するものでもあり得ない。

若干私から意見を申し上げておきます。昭和六十二年は、経済情勢が変りますからやはり変動値をつけなくてはならないと、相手国の国情、難民、そういうものと日本の国との関係、そういうものがある程度推測しながらどういふものに目をつけていくか、そういうプランをつくって対応していくてみたかどうか。それは天気予報みたいなものですから、当たらない場合もあるんあると思えます。あるかもしれないけれども、そういうプランの中で追及していく、検討して研究していくという姿勢がなければ、これは漫然と見逃すことになりかねないというふうに思います。

苦言になったかと思うのであります。やはり国民の生命にかかわることでもありますから、この辺は今までの流れと申すものはこういうコンピュータに入れば出てくるのですから、だからそれを入れてどういふ傾向になってきている、それから品物にはどういふものが隠される部分が多いか、そういうものがある程度結果として出して、それから将来を推測して、言うならば摘発の手法というものをつくっていく。何通りかになるだろうと思うのですけれども、やはりそういう知恵を必要とするのではないかと気がいたします。これはお答えいたしたかなくても結構ですが、機材と人員というものは、一人の人員によつて何万人かの人間に影響してくるわけですから、それは大いに次官も大蔵大臣に後で言っております。その点を十分配慮していただきたい、こういうふうに思います。もし決意のほどがあれば、プロジェクトをつくってという一つの私の案ですが、これはやはり研究していかぬだろう、こう思うのですが、どうでしょう。

○吉田(道)政府委員 先ほど先生がおっしゃいました最近の特に麻薬に関する危機感というのは全くおっしゃるとおりでございます。これに對しては国を挙げて対応しませんが、ヨーロッパが

た最近厳しくしておりますから、自然の傾向として日本、特に豊かな日本に流れてくるという状況にあることは事実でございます。そういう意味で、私どもとしましてはこれは税関だけでできる話ではございませんので、先ほど申しましたような関係省庁と緊密な連絡をとりながら、できるだけ水際で押さえるというために最善の努力を図っていきたく存じております。

○沢田委員 通産省、来ておられると思えますが、大蔵の方ではノンバンクの現状というものに照らして、これも言葉が悪くなりますが、百鬼夜行という形になったのではまずい、やはりある程度の秩序立った金融業としてそれぞれ努力してもらう必要がある、そういう願いを持って貸金業法の中にいれましたが、今日のような状況では、単に土地ということだけにどまらぬという観点から、各党にもお話をしたわけでありまして、また各党においてもそれぞれ好意ある意向は示されておりますが、一番の通産関係で、これは議員を含めてでありまして、大蔵反対をされているという、これも間違っておつたらまた後で直さなければならぬと、意向もあるやに聞きて及んでおります。これはそれぞれの党内の問題であると申してしまえばそれまでであります。やはりこれも国民経済の重要な一面を担う、今や九十八兆というような金額にもなっているわけでありまして、ゆゆしき問題ととらえなければならぬ。通産省としては現状をどういふふうにとらえているのか、まずその点、御説明をいただきたいと思えます。

○寺坂説明員 お答えいたします。いわゆるノンバンクと呼ばれております貸し金業者、この貸し金業者のうちリース会社あるいは販売信用を担うたしますクレジット会社、ここにございまして、かつての金融緩和期におきまして貸し金業務が拡大してきた、そのような事実があるわけでございます。

これらの会社につきましては、私ども通産省より、それぞれの関係いたします業界に對しまして、

投機的な土地取引に対する融資の自粛の要請など、機会あるごとに業界の健全な発展を求めてまいっておりますし、また業界におきまして、投機的な土地関連融資についての自粛措置を講じたり、あるいは審査体制の強化など業務体制の見直し、そのような自主規制を行ってきているところでございます。

私も通産省といたしましては、不適切な貸し金業務、これがリース業あるいはクレジット業の経営に悪影響を及ぼさないよう、今後とも一層適切に指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○沢田委員 例えば共和が倒産しました。この共和の倒産の内訳はどういうふうになっているかと考えておりますか。

○寺坂説明員 お答えいたします。

共和に關します数字について、貸し金業務に係るところでございまして、私も、リース業、クレジット業を所管しております通産省といたしまして、その数字を正確にとらえておるわけではございません。

○沢田委員 せめて、あなたがノンバンクの担当者だったら、ノンバンクから借りていた分は何%ぐらいになっていたかぐらいの答えはできていいんじゃないですか。

○寺坂説明員 私も通産省といたしましては、リース会社におきましてリース業務あるいはクレジット会社におきまして販売信用に係りますクレジット業務、これを所管している、そのような立場でございまして、共和に關します貸し金業務につきましてはその正確な数字を把握しておるわけではございませんので、その点、御理解をお願いいたします。

○沢田委員 結局、ノンバンクなどからのぐらいい借りていたかということを見て、ノンバンクをどうしようかということを考えなければならぬでしょう。どうですか。もし目の見えない子供が生まれたとすれば、その見えない子供をどうやって目をあけるようにしようかと考えるのは当然じゃ

ないですか。それはどうなんですか。

○寺坂説明員 繰り返になりますけれども、私も、リース会社におきましてリース業務それからクレジット会社におきましてクレジット業務、そこを所管しているところでございまして、そのような観点から申しまして、貸し金業務につきましてその数字をきちっと把握しておらないということをお断りしたいと思います。

○沢田委員 そうすると、信販とかそういったリースだけで、その他の貸し金、不動産貸し付け等その他の金融貸し付けについては通産省としては関知しない、そういうふうになってよろしいですか。

○寺坂説明員 私も通産省が所管をしておりますのは、リース業務と販売信用にかかわりますクレジット業務でございまして、そのような意味におきまして、貸し金業務については私も所管していません。

○沢田委員 そうすると、リースの關係等が別の枠に入れば、大蔵の方でどういうふうな決めようかと通産の方は文句は言わない、所管外だからそれは御自由に、こういうことになるわけですね。

○寺坂説明員 私も通産省が所管をしておりますのは、リース会社の行っております業務のうちリース業務それから一般にクレジット会社と言われているリース業務のうちの販売信用にかかわりますクレジット業務でございまして、そのような意味におきまして、貸し金業務につきましては私どもの所管ではないということでございます。

○沢田委員 じゃ、若干そちらの方に問題がいきませんが、今カードは大体どのくらい出て——時間の關係で私の方で言いますと、大体六千万枚です。出ておる数字は、大体六千万枚くらい出ております。そういう状況の中で、金額で見てもJCBが一番多いわけでありまして、あとはジャパンあるいは住友、UC、こういうようなことです。JCBが年間二兆三千四百二十七億、ジャパンが一兆八千二百七十七億、UCが一兆五千三百十億、DCが七千億、MCが四千九百十億、ダイナース

が二千五百九十二億、こういう数字になってますね。

それで、個人倒産は今のぐらいい出ておりますか。

○寺坂説明員 お答えいたします。

いわゆる自己破産と申しております数字に關しましては最高裁判所におきます数字があるわけではございませんけれども、昨年一年間の自己破産数は、その最高裁判所の数字によりまして二万三千人余りというふうな把握をしておるところでございます。

○沢田委員 委員長、きょうこういう質問をしますに、通産大臣に來てもらった方がいい、内容もこういうノンバンクを立入調査することの是非ですから、こう僕は言ったわけですよ。そうしたら説明員だと言わうから、説明員じゃだめだ。予算委員会では出るけれども大蔵委員会では出られない、こう言うのです。こんなばか話、委員長の、蔵入委員会の權威にもかかわることなんですよ。それは例えば大臣でなくとも、少なくともそれに近い人が——大蔵委員会には大臣は出ないことになつています、そういうのが職員の中から出てくるといふことは極めて遺憾なことだと思つてくると。例えば、そうであつてもなくとも、進んでみずから問題を説明するといふのが、何も大蔵委員

会じゃない、これは国民に対する答弁ですからね。そういう姿勢が、これはやはり自民党さんにも内部的にチェックしてもらふ必要があると思つて、蔵入委員会に對する權威にもこれは關することなんであつて、大蔵大臣も今來られました、通産大臣が來て、ノンバンクについてはもし反對するならばやはり答えるぐらいいの熱意がなかったら、これは話にならないと思つてます。そうでないと、やはりこれは我々はどうしてもひねくれ物を考えがちでありまして、よほどこれは手が回つていないのかというふうな、それだけ顔を出したくないというのにはよほどのことがあるのか、こういうふうな勘ぐらざるを得なくなつてくるわけで、そういう意味において、説明員の方自

身には、遅くなつたからもうみんな帰れ、おまえ出ろ、こう言われたのかもしれないけれども、それにしてもこれは大蔵委員会に對する一つの侮辱ですよ。ですからこの点、委員長においても善処されることをまず一つ、こういうことのないように、また、必ずしも大臣でなくともいいですが、次の責任者なら責任者が出てきて述べ、そのぐらいいの誠意があつてしかるべきだ。まずこの点、委員長のお取り計らいをお願いしておりますが、お答えいただきたいと思つてます。

○太田委員長 よく承りました。

○沢田委員 承つただけじゃなくて、理事会に諮るなり何かして、やはり理事会の、こつちの強硬な意見で出てくるのですから、大蔵委員会はそれじゃなければもう審議できませんというぐらいいのことになつたら、大蔵委員会の權威はなくなりまふ。そういうことで、ただ考えるだけじゃなくしてひとつ行動してください。その大きな巨体をもつて行動していただくことを願ひます。

大蔵大臣來ましたから、食後には悪いと思ひますが、この間の私たちの大蔵委員会に二十七、八分おくれられて來ました。こちらは大蔵委員が皆待つていた。なかなか大臣が來ない、どうしてだと言つたら、各党にあいさつ回した、これもいかなものかと思つてます。もしそういうことだつたら、やはり正規の委員会はこれはあいさつよりも優先ですよ。ですから、それならそれのようにならあいつは失礼いたします、そう言つて堂々と大蔵委員会に出てくるのがこれはやはり礼儀だと思つてます。そういうのもやはり大蔵大臣自身が大蔵委員会を輕視しているのかな、なめておるのかな、こう思つざるを得なくなつてくる。その辺の誤解を与えないように、これは理事が悪いといふべきではないかと思つておられます。かもしれませんが、そうしておきましよう。そうしておきましようが、今後はそういうことのないように、これもお願いをいたしておきます。やはり公式の會議ですから、これは尊重して

いかなければならぬ。

大蔵大臣、今ノンバンクの問題をやっているわけですが、我々も貸金業法の改正以来もう四年か五年になりますが、苦勞しながら今日に至りました。しかし、いまだにノンバンクの中で立入調査権の、前に一応決定したのでありますが、四十二条の、会期が非常に迫ってましたから、不動産だけに限るとか、何かそういうような部分的なものになってしまいました。せっかく、竜頭蛇尾ということになりますので、何とかこの現状を考えますと、これから申し上げますが、通産省はカードの關係だけだと言うから、じゃほかの金融の貸し付けは大蔵省の所管である、その辺からまず大蔵銀行ですか、銀行局から、その線引きはどちらの権限で何をどちらがやっていくのか、その辺ひとつお答えください。

○土田政府委員 先ほどの通産省の説明につきまして多少補足をするような話にもなるわけですが、このノンバンクが行っております行動のうちのいわゆる貸金業につきましては、この貸金業規制法がカバーをしておるところでございます。この貸金業規制法のカバーしておりますものは、一つの会社の中の貸金業という営業活動のみでございます。そのところが、一般の銀行法その他免許業種のように、行い得る事業の全部を確定して、したがってその会社の業務の全般について監督をするという立て方になっております。

現在この貸金業規制法によれば、貸金業は登録によって営むことができますが、その会社は別に、その貸金業に専念する、つまり貸金業以外の業務をやつてはならないということではございませんので、先ほど通産省から御説明がありましたように、リース事業もやり、会社によってはクレジット事業もやり、ただし、あわせて貸金業も登録によつてこれは営むことができます。その貸金業の事業活動につきましては、これは貸金業規制法の範疇に入るわけでございます。この貸金業規制法を事務的に御預かりしておりますのは大蔵省である、そのように私どもは考えておるわけでございます。

ます。

○沢田委員 例えば、日本信販は通産省の關係です。しかし、通産省の關係といっても、借入金の内容を見れば、長銀が九百六十七億、東洋信託が六百九十億、日本生命が六百四十八億、太陽生命が六百四十三億、農林中金が六百一億、興銀が五百五十一億、明治生命が四百二十三億、三葉信託が三百四十億、いずれもこれは銀行ですよ。いわゆる信販といえども、その中身を見れば、金融機関がすべてこれを出している。しかも短期では、三和銀行が千七百七億、富士銀行が八百四十四億、三菱銀行が五百六十億、千葉銀行が三百五十三億、東海銀行が九百三十四億、太神三井が七百六十八億、それから第一勧銀が五百四十億、これも全部金融機関ですよ。だから、カードの關係は私の方の所管ですというふうに言うけれども、結果的にはこういう短期であらうと長期の借入金の内容でも、体の中は全部銀行なんです。金融機関なんです。問題は、それでカードを発行しているというだけのことであつて、だから、それでも金融機関の所管にしても差し支えない、銀行の経営を考えたとき、銀行が社会的な公正というものを守るという立場には、当然それが介入されるんだらうと思うのです。その点はいかがお考えですか。——銀行じゃないんだ。これは通産省の方に御答えいただきます。

○寺坂説明員 お答えいたします。クレジット業務に關して申しますと、私ども、その販売信用にかかわりますクレジット業務を所管しているわけでございます。これは消費者の方にそのクレジットを与えるという、そこに着目いたしまして私どもが所管をしているということでございます。その資金調達をする先がどういったところであるのか、そういう観点から私どもの所管が分かれてはいるわけではないということでございます。したがって、その販売信用にかかわりますクレジット業務につきましては私ども通産省の所管でございます。もう一つの貸し金業務を行うところに関しましては大蔵省の所管とい

ふうに整理がされているわけでございます。○沢田委員 そうすると、カードの方は私の方だとは言つたけれども、要すればクレジットカードとなつて販売をしていくという業務の分野が通産の管理であつて、その会社の中身についてはこれは大蔵の管理になる、こういうことで解釈していいですか。

○土田政府委員 御指摘の点に正確にお答えできるかどうかという問題はございますが、それぞれ会社の事業活動には当然必要な資金を調達してはいるわけで、その資金は通例、日本の金融市場の現状から見ますと、銀行なり金融機関が供給する部分が甚だ多いわけでございます。したがって、その事業活動が何業であれ、資金供給先としてはそれは金融機関の占める役割が甚だ多いわけでございます。

ただ、通産省の方から説明をしておられますように、クレジットとかリースとかそういう事業活動は通産省が所管であると考えられておるわけでございます。その事業活動を賄うに足る資金調達はどうかというところまでは、これは例えば一つの会社が貸金業も行い、それから信販も行つていてというときに、それぞれの資金調達について経理区分が截然と分かれてはいるわけではございませんので、現状では、その資金調達についてはどちらが所管しているんだというようなことはなかなか一義的には申せないわけでございます。

ただ、貸金業につきましては、これはアンケート調査でございますが、貸金業部分の事業資金の原資を調査いたしましたところ、主要三百社については約八割が金融機関だというアンケート調査は私どもの方で作成しております。○沢田委員 これは關係ないというわけにいかないですね。今日みたいに、資金不足をして、金融機関の借り受けもできないで倒産の憂き目を見るような世です。しかし、こういうクレジットみたいなところへ貸し付けていった金がそのまま内部で留保されていて、そして一般の民間企業の方にもしその分が回らなければ、これはやはり

その同じ議論になつていくわけです。

例えば日立を見ても、これは長期は安田火災があります。富士銀行、それから東洋信託、安田信託、興銀、日債銀、農林中金、それから東銀、日立製作所。あとは短期は、第一勧銀、東海、農林中金、富士銀行とか、こういうふうになつています。

だから、全体の金融資本そのものを見たときには、これはカードの關係の銀行借り入れの分だから立入調査とかの該當にならないということにはならない。やはり、当然その銀行の一環として貸し出しをしているわけですから、銀行の中において東洋信金みたいなことになつてきたりなんかすれば、その分の出ているものが対象になつていくことは当然じゃないですか。だから、これは通産の管理だ管理だと言っているけれども、それはまあ皮の方だけの問題であつて、中身自身はやはり当然これの対象になつていくということが筋道じゃないんですか。どうですか。あくまでも頑張りますか。

○寺坂説明員 お答えいたします。リース会社あるいはクレジット会社におきます貸し金業務、これがかつての金融緩和期にふえてきておつたわけでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、これらの各社につきまして、例えば投機的な土地取引に關しましては融資の自衛を通産省から求めるなど、その健全な發展を求めてきたわけでございます。また、その業界の方にございます、一連の自主規制措置を行つてきているわけでございます。したがって、リース業務あるいは販売信用にかかわりますクレジット業務、これを所管いたします私どもといたしましては、不適切な貸し金業務がその経営に悪影響を及ぼすこと、リース業、クレジット業の経営に悪影響を及ぼすことがないように、今後とも一層適切に指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○沢田委員 結論的に言つて、例えば立入調査等を行われても別に支障はないのでしょうか。どうい

うマイナスがありますか。立入調査等を行われても別に問題はないでしょう。

○寺坂説明員 お答えいたします。

今先生御指摘の点につきましては、貸金業規制法にかかります立入調査の御指摘かと思えますけれども、この点につきましては貸金業規制法の検討の中で今後検討がなされるものというふうに考えておるわけでございまして、私ども、リース業あるいは販売信用にかかりますクレジット業を所管しておる通産省の立場から申しますと、繰り返して恐縮でございますけれども、不適切な貸し金業務、これがリース業、クレジット業の経営に悪影響を及ぼさないよう、引き続き指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○沢田委員 じゃ、大蔵省というか、これは法律ですから、あなたの方で調べることはできるのですよ、法律で。何もあなたの方だけやらせないと言っているんじゃないのですよ。それは国の機関の一部なんです。どっちもやろうと思えばできるわけですね、立入調査。あなたはこういうのはやりたくないのですか。苦手なんです。

○寺坂説明員 お答えいたします。

先ほど銀行局長の御答弁にございましたけれども、その貸金業規制法について今大蔵省が所管をされて、その法の運用に努められているところでございまして、私どもがその貸金業規制法に基づきます……（沢田委員「嫌なのかどうか言ってくださいよ」と呼ぶ）そこに関しまして、通産省として法律を所管しているわけではないわけでございます。ちよつと今、この段階で通産省が貸金業法に基づきます立入調査はする形になっておらないわけでございますので、その点御理解をいただければと思うわけでございます。

○沢田委員 する形になればやってもいいという意味だと解していいですか。

○土田政府委員 貸金業規制法につきましては大蔵省が事務をお預かりしているところでございまして、この貸金業規制法の今後の改正方向については、これまでと同様に与野党の間で活発な議論が

なされるものと思ひますし、私どもはその議論のお手伝いを申し上げたいと思つております。その際の政府内部の意見調整につきましては、通産省その他いろいろ関心を持つ役所があると思ひますが、大蔵省の方でよく相談をさせていただきたいと考えております。

○沢田委員 もう相談の段階は過ぎちゃったのですよ。だから今詰めているのです。今、結果では嫌じゃない、そういう形ができればやってもいい、そういうことですね。まあ嫌だとも言えないんだ、実際には。だから、そういうことでやってもいいということ、これは大臣の代表で来ているのだから、それで大臣からしかられたらやめる以外にないのだよ、いいかい。そのつもりで腹をくくって、あなたの答弁は確認をしていきたいと思ひます。ですからこれは、法律ができたら通産にも話をつける、それで、あなたはあなたできょうは大臣のかわりで答えたのだ、こういうことを銘記して、寝られなくなつちゃ困るだろうけれども、とにかく銘記して、あとは結構ですからお帰ってください。

それからあと一つ、大臣が来られたところで、今証券の方で飛ばしという言葉が、先ほどもちよつと質問がございました。それで、今求めているのはその資料なんです。我々は飛ばし、こういう言葉ですべて言つておりますが、一つにはかご抜け詐欺だなどという言い方もあるでしょうし、一つには談合という言い方もあるでしょうし、とにかくいろいろ言い方がされるわけです。要すれば一つの債券なり証券なり、それが損失補てんがされなかった、これはけしからぬ、だからこれはほかの者がされたようにおれも損失補てんをしてもらいたい、一たんそう言うんだと思うのですよ。しかし、もうこれはできません、もう法律でもきました、なおできません、こう答えるわけです。そうすると、先ほどの答弁では特定の個人、保険業では代理する者は会社を代表するとなつてますが、しかし証券の方ではそこまでいってないが、その特定の個人が個人と約束したんだから、

それは会社が弁償するのは当たり前だという一連の答弁をしていました。しかし、それを持つていくのがわざわざその地元でない、大阪の方へ持つていったり山口の方へ持つていったり、わざわざ逃げるような場所へ持つていって、そしてわずかな期間で話をつける。そういう訴状や、これは法律を破られているのですから大臣、社会正義にこれは反するのですよ。弁護士さんも社会正義に反している行為なんです。そういうことをもし知つていてやったとすれば、ですから、会社もそうでしょうけれども、その個人と名の者に裁判をさせて、そして負けたからといって会社が払う、そんな甘いものですかね。会社は法律上出せません、人が死んだつてこんなに二百八十とか三百なんてお金が簡単に和議にはなかなかならないですよ、今の時代。それがこう簡単に示談になつてしまふ。常識ではこれは考えられないのです。だから今、全部で百八十件くらいあるそうですね。その件数ぐらゐは、どこの担当ですか、証券局、わかりませんか。

○松野（元）政府委員 現在といひますか、証券会社がお客とトラブルになつて訴訟になつていふ事件につきましては、その訴訟が提起されたときに報告を徴求しておりますので、件数はわかります。

昨年の一月以降の数字を申し上げますと、ことの三月三日現在でございまして、全証券会社で訴訟になりました案件が二百三十五件ございまして、損害賠償請求額は三百十四億でございますが、ただ、これのかなり多くの部分は個人の投資家とトラブルが多いわけでございます。いわゆる飛ばしと言われておりますのは、これは企業との関係でございます。この中でいわれる飛ばしといふものがどの程度あるかという点についてはまだ完全に把握をされておられません。ただ、この中にそういうものも含まれておまして、そういうものが訴訟になり明るみに出る、あるいは訴訟の中で和解が行われているというようなことで解決さ

れているものもあるわけでございますが、いずれにいたしましても、株式市場が低迷しております、非常にたくさんさんの訴訟が個人投資家あるいは法人から提起されているということは事実でございます。

○沢田委員 極めて遺憾な状態なのであります。それで、一応答弁は、こういう行為が行われた内容を明らかにする義務があるというのが今とありあえずの問題点だというふうにと認識しているわけですね。それは法律行為だから、司法行為だから、法律にかつた措置をとつても有効であるというところは、それは一つの理屈としてあると思うのであります。しかし、その中身が、どちらに原因があるかは別といたしまして、社会正義に反するということがなれば、会社であれあるいは個人であれ、あるいはその販売をした人であれあるいは弁護士でもあれ、とにかく社会正義に對してある一定のものをしなくちゃならない。どことがそれは原因なんだろう、これは迷うんです。大臣はわかりませんか、これ。例えば、この間のあれで東急なんかが出ておりますけれども、ああいうのでどつちが、だれが悪いんだらうなんて大臣は考えたことありませんか。

○羽田国務大臣 飛ばしの実態というものが一つずつ明るみに出てきたということ、そして我々、普通の常識でございまして、確かにこういうことを実際にあつせんした人なんかしたということ、これはまさに社会正義にとつてであるということでありまして、大体今お話があつたように、それぞれがちゃんと名のある企業であり、しかもそういった皆さん方がそういったものを扱つていらつしやる方たちなんです、一体、やつぱり自己責任といひますか、そういうものなのかを考えたときに、これ、一体どうなのかと、私も率直に、頭を痛めるといふより、どういふことなのかとやはり考えさせられるということも先生と全く同じでございます。

○沢田委員 そう考えた場合に、やつぱりこういうものが二度、三度起きる、あるいは今後またずつ



と何かに問題があつて続いていくということは大蔵行政としても望ましくないし、社会秩序という意味においても、社会正義という上においても望ましくないとお考えでしょう。まあ、首を縦に振っていますから同意した、こういうことになる。

そうすると、やはり内容を、お互いがどういう訴状で、どういうまた片方のいわゆる返事を、どういう和議になつて裁判官が認定したのかというこの経緯を知っていく必要があるんですね、再び起こさなければいけません。ですから、それらの内容については大蔵委員会の方に、一応これは委員長と当局と大臣ということになります、一応要求して、百件もの、前に出ていることでもありますから、そのやっている内容について、とりあえず成立したものでいいですからお示しをいただけるように、これは大臣に使い走りさせるように申しわけありませんけれども、そういう意味ではありませぬけれども、やはり内容を明らかにするということをひとつ我々はやっていたいかなうかならぬと思ひますので、この点御努力いただきたい、こういうふうに思ひますが、いかがでしょう。

○松野(九)政府委員 確かに御指摘のとおりでございます。私どもも、訴訟になり和解あるいは調停といひましても、その中身について十分チェックをして事実関係をはっきりさせないと、それが証拠法上どういふ問題があつてどういふふうに対処しなければいけないかということがわからないわけでございますので、御指摘のようにならなければならぬと思ひます。この点御努力いただきたい、こういうふうに思ひますが、いかがでしょう。

○松野(九)政府委員 確かに御指摘のとおりでございます。私どもも、訴訟になり和解あるいは調停といひましても、その中身について十分チェックをして事実関係をはっきりさせないと、それが証拠法上どういふ問題があつてどういふふうに対処しなければいけないかということがわからないわけでございますので、御指摘のようにならなければならぬと思ひます。この点御努力いただきたい、こういうふうに思ひますが、いかがでしょう。

○沢田委員 初めに前向きな答えが出たようですが、この程度なのかわかりませんが、ひ

とつ……。

それでもう一つは、回答を出していただくことも、弁護士法では、何人も不公正な、社会正義に反する事件に携わつたときには日弁連、日本弁護士連合会にその注意を喚起したりあるいは勧告をしたりあるいは除名をしたり、そういう処分を請求することができるといふふうになつていますね。これは証券局は御存じですか。

○松野(九)政府委員 弁護士法につきましては私も直接所管をしておりませんので、事実関係を調べ、かつ、その事実の中に弁護士がどういふ関与をしていたかという点も含めて、所管をしております担当官庁と相談をして対処してまいりたいと思ひます。

○沢田委員 ちょうど十分前なんです、大先輩が、非常に夜につきお疲れだろうというので短縮しました。私ももちろん協力しなくちゃならぬのですが、その分はまた後でひとつ補償してもらふようにお願いして、以上で私の質問を終わります。

○太田委員長 富塚三夫君。

○富塚委員 私もできるだけ簡潔に問題点を質問いたしますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

関税税率法等の一部を改正する法律案の中で、税関に働く人たちの労働条件と港湾労働者の問題について質問をさせていただきます。

議事録をめぐつてみますと、平成二年三月二十七日、第百十八回特別国会の大蔵委員会、当時の橋本大蔵大臣は次のように答弁してあります。実は、大蔵大臣を拝命して所管事項の説明を受けた中で、私自身しつたと思つた問題の一つが税関職員の数の問題であります。もともと行政改革の中で私は定員を切り込む方を主として自分の仕事としてまいりました。大蔵省の場合に、国税定員については頭の中にはありましたが、税関は税関というものは余り私の脳裏にはなかったものであります。それだけに、現況を見てみまして、確かにこれは率直にしまつたという感じを持ちましたと答弁をされているわけですが。

率直に反省していらつしやるという点では当時の橋本大蔵大臣らしかつたわけですが。私も好感を持てますが、しかし冷静に考えてみると、これでは税関に働く人たちはたまったものじゃない。そんなに我々の職場は軽視されているのかと、同じ大蔵の所管の中でもそう思うことになりました。羽田大蔵大臣はどのような認識に立つておられるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○羽田国務大臣 私、実は近々税関を視察させていただくということになつておるのでございまして、税関に寄附していただきながら、あそこであつておるもの等につきましまして見せていただいたい、これは大変な仕事だということを思ひました。

特に最近ですと、麻薬ですとかあるいは銃砲等の密輸入の摘発ですとかあるいは防圧等に非常に重要な仕事を行つておるといふことで、その点を私も認めておりました。そこへ加へまして、今度ワシントン条約の該当物品の取り締まり、こういったものなどの要請が非常に強くなつてきておるといふことであらうと思つております。また輸入を促進しなさいという中で、この輸入の業務についても関税の仕事は迅速にやれというふうな要請が実はいろいろな国からも来ておるといふことございまして、今後とも税関の重要性ということ、また大変な仕事であるということについては、さらに厳しくなつてくるのかなという認識を私は持つておるところであります。

そういうことなどがございまして、四年度におきましては、御案内のとおり八十四人の増員を認めていただいております。ただ全体では六十四人を減員するということになつておりますから、ネットでは二十名という純増になつておるのじゃないかというふうな思ひ方があります。

私どもは、現在の厳しい行政事情というものの、そしてそれに携わる皆さん方の厳しさというものもよく念頭に置きながら、やはり必要な人員というものを確保していく必要がある、これはそれ

こそ行管の方でも御理解をいただけるものじゃないかというふうには私は思つております。

○富塚委員 税関労働の統計によりますと、出国者の数が、昭和六十年は千四百五十二万、平成元年は二千五百三十万、三年には三千万人を突破する。また、輸出申告件数は、六十年の二百六十四万件、平成元年が四百九十七万件、平成三年が五百四十三万件とふえているのですけれども、税関の予算定数の推移は、六十年に七千八百十三人、平成元年七千八百九十六人です。平成三年が七千八百七十六人。二年続きで一人だけふえただけで、おっしゃつたようにことしは二十人、こういうふうになつておるのですが、ちよつとこれではひど過ぎるのじゃないか。その根拠は一体どんなものなのか、ちよつと大蔵省の方にお尋ねしたいと思ひます。

○吉田(道)政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、平成二年は十一人の減員でございまして、三年に平成二プラス一、そして本年、今予算要求で御審議をいただいております中では二十名の純増になるといふ要求になつております。ただ、今まで、昭和五十四年までは、税関の業務は増員を続けてまいりましたが、五十五年以降減員が続いてまいりました。たまたま平成元年から消費税の導入がありまして、そのために輸入品に關しまして消費税をかけるということから、元年に百五十五人の純増、それから二年、三年もその関係の増員がございました関係で若干の増員があつたわけでございます。

ということ、そういう特殊要因を除きますと、ここ五十五年からむしろつと減員が続いていたわけでございます。私どもとしてもできるだけ業務の、先ほど先生がおっしゃいましたように、業務量は大変な勢いで伸びております。これは人ばかりでなく貨物も同様でございます。そういうことで、私どもとしては、とにかく機械化をして業務の効率化を図る、それからまた、できるだけ重点化をして余計な仕事はできるだけ減らす、それでも足りない分を増員をお願いしたいという

ことで努力をしてみたい。

それで、今回純増二十人ということが査定当局で認められました中身としては、先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、麻薬取り締まり等の関係で、今度麻薬二法の関係でコントロールドデリバリーという大物を捕まえる仕組みが入ります。そういう関係、それから迅速化のための事前指示といまして、できるだけ輸入する事前にいろいろなことを御説明する、そういうような仕組みとかを導入するための増員、さらに成田空港の第二旅客ターミナルビルが今年末からターミナルビルだけ稼働し始めますので、その関係、こういうものの理由で二十名の純増という査定があったわけでございます。そういう意味ではここ数年、確かに絶対量としては全くとおっしゃるとおりでございますが、ここ数年から見ますと、全く画期的な増員であったわけでございます。私どもとしては、この状況をさらに引き続き努力しまして、定員の確保に最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○富塚委員 さきの委員会とときに、同じく当時の橋本大蔵大臣は、定員削減という方針は確実に堅持しながら必要な部署にはどういう形で増員できるのか、総務庁長官に私から尋ねてみたい、こう答弁をしているのですけれども、一体総務府はどのようにこの定員査定基準あるいは現状の税関要員についての認識を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○木村説明員 先生のお尋ねでございますが、二点ございまして。

そのまず第一点の定員査定の考え方についてでございますが、国家公務員の定員管理につきましては、従来から政府全体の総定員の膨張を抑制しつつ、行政の各部門ごとの行政需要の動向に対応して定員の適正配置を強力に進めていくという方針で臨んでまいりました。各年度の定員査定に当たっては、各省庁の要求を受けまして、それから政府の予算編成方針のもと、行政需要の動向、それから行政の適正かつ円滑な

運営等の観点を踏まえまして、関係省庁とも十分御相談の上査定することとしております。

次に、第二点目の税関についてのお尋ねでございますが、先生の御指摘にもございましたように、輸入申告件数の増加、それから入国者数の増加等、その業務量の増加が見られます。航空貨物それから海上貨物、通関の電算処理化や業務の重点化等によりまして、一方で事務の効率化を進めつつ、なお必要とする増員につきましては、関係当局と御相談の上、輸入通関事務とか社会悪物品監視取り締まりに係る要員を中心といたしまして、厳しい定員事情のもとでございますが、所要の増員措置を講じてまいりたいと思っております。今後とも厳しい定員事情のもと、関税行政の円滑な執行の確保の観点から適切に対処してまいりたい、このように考えているわけでございます。

○富塚委員 私たち社会党にも税関労働者の代表の方からいろいろ要請を受けましたけれども、一層の定員の確保とその処遇の改善を求めたいという意味で、特に最近麻薬、けん銃、覚せい剤などますます悪質、巧妙化する社会悪物品の水際での阻止をするための必要要員、あるいは旅客、輸出入貨物の増加に対応できるように、また旅客、輸出入貨物等の迅速かつ適正な通関及び的確な税関を行うための要員、そして職員の健康と安全の維持できる要員を考えていただきたい、こういう要請なんです。

そこで、御説明あったように、これは純増で二十人だということなんです、実際にこういうふうには、これは新聞の切り抜きでも、いろいろな犯罪行為が報道されているわけですが、いろいろな現地に働く人たちの意見を率直に聞いて対処してももうとうとうということが必要なんじゃないかという点で、これからぜひひとつ、働く人たちの代表の意見を大蔵省も聞いてもらって、そして十分納得のいくような線で作っていただきたいというふうに思いますが、その点についてどうでしょう。

○吉田(道)政府委員 先生おっしゃるとおり、私も税関も組織でございます、組織は人だと

思っております。そういう意味で、私も、職員組合とも非常に頻りに交渉、あるいは窓口で要請を受けるということをやっております、私も関税局長交渉という形で交渉もいたしまして、また、全国に九つの税関がございまして、この税関でも税関長交渉をやっております。と同時に、窓口におきましても御要望を随時お聞きしているということでございます。今後ともこういう正常な労使関係を維持しながら、税関行政の適正な執行の確保に努めてまいりたいと思っております。

○富塚委員 もう一つ、港湾労働者の立場からの問題提起と要求の問題なんです、関税定率法を改正する法律案の中で、保税地域制度の改正が港湾に働く人たちの職場を狭めることになるということを懸念して、これは大変心配をして、反対をするという立場を表明しております。既に通産省提出の法案は先週衆議院を通過いたしておりますけれども、私どもは、やはり港湾労働者が心配をされていることについてどこまで政府が、大蔵省が理解をして、そして説明をして協力してくれるかという立場で若干の問題点を質問してみたいと思っております。

一つは、保税地域の拡散は関税行政の根幹にかかわるのではないかと懸念がある。というのは、覚せい剤あるいはけん銃など社会悪物品の流入が増加し、関税犯罪がさらに多発して国民生活に影響するのではないかと懸念して、輸入促進地域全体を今回の改正で総合保税地域に指定すること、その懸念がさらに大きくなるのではないかと懸念して、大蔵省は、その社会悪物品の密輸入取り締まりの強化について、税関の今の職員の問題でも提起しましたけれども、どのようにこのことを考えていらっしゃるかという点についてお尋ねします。

○吉田(道)政府委員 当院の商工委員会で御審議がございました、いわゆる輸入促進法案の中でいろいろ御議論があったことは私も何とぞ承知しておりますが、私どもの総合保税地域の今回の改正法案の中身としましては、その輸入促進地域につきま

しては、いろいろの助成、税制上あるいは金融の助成をするということでございまして、直ちに総合保税地域になるという形にはならないわけでございます。ただ、事柄の性格からして、そういうふうに入りを促進するような大規模な輸入施設が集積するような場所、そういうところには総合保税地域が適用される可能性は非常に強いというふうに考えております。

今お話のございましたように、社会悪物品がこういう制度のゆえに拡散するおそれがあるのではないかと、取り締まり上の問題点があるのではないかと、御指摘でございますが、そもそも保税地域につきましては二つございまして、一つは、外国貨物が保税地域にある間は税金がかからない、関税も内国消費税もかからない。また同時に、そこにある限りにおいては、もちろん国内の警察規制はかかりますが、一般的な規律は、そこを出る、いわゆる輸入手続が終了しない限りにおいてはまだそこでは規制がかからないという恩典がある。逆に、そういう意味におきまして、私どもは、そこにある限りにおいてはそういうものが保税地域から漏れ出さないようにという意味で、取り締まり上の観点の一つの許可の要件にしております。

今回の総合保税地域につきましても、これは確かに、おっしゃる非常に大規模なものになるのかと思っております。ただし、総合保税地域そのものの中にはかなり自由に運搬等をさせていただきます、その保税地域から出るかどうかという点については、従来の保税制度と全く同様の取り締まりの観点からのチェックをしておりますので、そのようなことがないようにしなければいけないと思っております。また、許可の場合にはそういう観点からのチェックをしたいというふうに考えております。

○富塚委員 今日まで港湾労働者は、港湾物流の諸合理化、つまりコンテナ化に象徴される労働形態の変更にうかがったわけなんです。港湾労働者は、このことによって激変しました。また、港

湾は、海上貨物の集積地から単なる通過点という位置づけに変わって、職場の縮小と雇用の削減になった。また今回の保税地域制度の改正で、さらに拍車をかけられるのではないかと懸念をうかしているわけだ。したがって私たちは、こういった働く人たちの気持ちをやはりどう理解するか、説明をする必要があると思うのですが、そこで、総合保税地域制度の設置については、輸入促進法案の衆議院の商工委員会の審議の中で、港湾に物流拠点を指定することにしたという趣意を、政府が答弁されたというふうについてお聞きですが、関税局はどのように考えられておるか、お答え願います。

○吉田(道)政府委員 ただいま先生がおっしゃいましたような審議があったということは伺っております。私も少しも申し上げました。この輸入対内投資法といいますが輸入促進措置法、拠点法といいますが、この法案の対象であるようなものにつきましては、特に海上貨物の荷扱いのものが港湾地域に、管井にありましたが、その効率性を考えて港湾に整備することが適当であるという点については全く同意見でございます。

ただし、先ほどから申し上げておりますように、この輸入対内投資法の指定地域だけが今度の総合保税地域の対象ではなくて、これは関税法の制度でございます。また、この輸入対内投資法の対象は期限が切られております。それに対しては、保税地域というものは、言ってみますと恒久制度でございます。そういう臨時限法の対象ではない。したがって、一度指定すれば、それが事業が進められる限りにおいては保税地域としてそのままの機能を保持するという形でございまして、今度の関税法の改正の中に入れていただいております。御審議をいただいているわけでございます。そういう意味で、全くタブってない関係から、物によりましては、海上貨物につきましても総合保税地域として港湾地域以外のところでも指定される可能性はある。ただし、私も少しも申し上げては、実

際問題として、こういう総合保税地域の機能が十分發揮されるような場所というのは、先ほどから申し上げておりますように、そういう施設が非常に集積している場所でございますので、かなり大規模なものとなると思います。したがって、私も少しもしては、一個人企業等がやるような施設はできないような仕組み、そういう許可対象を非常に絞ろうと思っておりますので、いわゆる第三セクター等になるかと思っております。そういう意味において、仮にそういうものがあるとしても、その数は非常に限られたものになると思います。そういう意味で、今先生がおっしゃいました御心配もあろうかと思いますが、現実問題としてはそういうものはほとんど杞憂ではないかというふうを考えております。

○富塚委員 昨年からですが、関税局は、港湾運送事業者に対して社内貨物管理規程というものを作成をして神戸や大阪港の港湾事業者等に命じている、こういうふうについて聞いています。昭和四十七年に自主管理制度が導入されて以来、大部分の保税地域では自主管理の指定を受けて貨物の管理が行われてきたのですが、どうもこうした規程ができておいて押つけられるような結果になってから大変な問題が起きている、混乱が起きているというところを聞いていますが、この目的は一体どういうことなのでしょう。

○吉田(道)政府委員 保税地域は、今輸入促進といふこともございまして、最近非常に保税上屋あるいは保税倉庫がふえております。こういうふうに入れたものは、先ほどから申し上げておりますように輸出輸入貨物が非常に増大をしたということがございまして、これに対して、従来と同じように税関の職員が一々貨物の出入りの届け出を受け、あるいは搬出について承認をするということをやっておりますと貨物の流れがとまってしまう、またそれだけの人もいない。また業者から見ても、関係業者も非常に手間がかかるということ、実は自主管理制度といまして、関係業者、倉主にその出し入れ等につきましては記帳義務を課すことによつてほとんどお任せするという仕組みを今先生がおっしゃったように四十七年からとり始めて、二十年たつたわけでございます。そういう形で、言ってみますと倉主を信用してやってきたわけでございますが、最近の事例におきまして、必ずしもその管理が十分に行われてないような事例も出ております。と同時に、貨物も非常にふえております。先ほどから御指摘もございまして非常に非常な社会悪物品、麻薬等の問題も出ておりますので、この際にその自主管理の体制をつくっていただければよろしいのですが、最近の例にもありましたように必ずしもそれが貫徹されてないということで、幾つかの事務連絡といいますが、ガイドライン的なものを例示という形でいろいろなケースをお示ししました。それがかなりきつという御批判を受けましたが、これはあくまでも例示でございます。したがって、それぞれの倉主の方がその管理内容を十分に準備していただければ、こうしたものは私どもは必要ないと考えております。またそういうものがないところは自主管理の本来の趣旨に沿つてそういうものをおつくりいただきたい、そういう趣旨でございますので、御理解いただきたいと存じます。

○富塚委員 このような規程の運用で、現地ではいろいろな混乱が起きて、事業者と働く者の間で摩擦が起きている。内容にも問題がいろいろある。もちろんケース・バイ・ケースでその対応がまた違つてくると思ひますけれども、こういう混乱が起きてくるという問題や、あるいは先ほど申し上げましたコンテナ化の後のさまざまな地域の課題を抱えているということなのであります。ぜひひとつ大蔵省の指導によつて事態を正しく把握していただくということと、改善するために、関係民間産業の代表や政府の出先機関と港湾従業員も加えた話し合いによつて円満に解決していくという方向について政府は努力をすべきではないかというふうに思ひます。

したがって、保税地域の指定の問題もあるいは保税制度の見直しの問題についても、今後さまざまな観点から現地では話し合いがされると思うのでありますけれども、そういう対応についてもう一つ大蔵省は積極的に出ていくべきでないかというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○吉田(道)政府委員 今先生御指摘のありますように、税関の業務運営や関税制度の見直し等、税関行政の運営に当たりましては、従来から私どもとしては通関業者、倉庫業者等広く関係業界全体と意思疎通を図つてきたところでございます。今お話がありました港湾事業者あるいは港湾労働組合等、特定の業者や団体からの要望についてでございますが、特定の業者や団体とは税関行政の公平性とかあるいは効率性の観点からなかなか難しいと考えますが、御要望のありました税関行政に関するものについては従来からその都度関係部署でも承つておるところでございます。今後とも折に触れて税関行政に関する御要望は承る、これにはやぶさかではございませんので、そのよう

に御理解いただきたいと存じます。

○富塚委員 最後に、やはり輸入を拡大するという大義名分に沿つて、さまざまな観点で今度の問題も法律は考えられていると思うのでありますけれども、同時に、働いている人たちの労働条件や立場も十分考慮して対処していただかなければならないという点で、これはやはり話し合いの場を持つてやるということが非常に私は大事だと思ひます。そういう点で、何か大蔵省は定期的に地域の業者なりあるいは関係者を集まつて話し合いをしているように承つておりますけれども、ぜひひとつそこに働く人たちの代表も加えていただいというふうにしてもらいたいと思ひます。そういう中で疑問点を説明していただくという点で、働く人たちの立場も納得してもらつていくようにしていただきたいと思います。お答えをいただきたいと思います。

労働省も坂田さんお見えになつていますが、当然労働省の立場から積極的に関心する人の立場を大事にして対処していただきたいということをお願いしたいと思いますが、所感を述べていただきたいと思います。

○吉田(道)政府委員 随時御意見を承るといふことで私どもも努めてまいりたいと存じます。

○坂田説明員 労働省といたしましても、労働組合との話し合いにつきましては今後とも随時お聞きしてまいりたいと考えております。

○富塚委員 先ほど私は皮肉を言うつもりで言ったのじゃないのですが、橋本さんは大蔵大臣になつたとき、そのように所信を述べたところに行つた。羽田さんもお忙しいからあつちに行つた。大変だと思ひますけれども、しかしやはりそういう問題意識を持つていただいて、税関に働く人たちの立場あるいは港湾に働く人たちの立場を十分考えていただいて、随時話し合う場も我々持ち込みたいと思ひますから、ぜひそういう点でひとつ努力をしていただきたいということを申し上げます。

○太田委員長 次回は、明十八日水曜日午後四時五十分理事會、午後五時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時五十七分散會



平成四年四月二日印刷

平成四年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F